HJ
2164
M5

Minami Manshu Tetsudo Kabushiki
Kaisha. Keizai Chosakai
Shincho keihi no kenkyu

East
Asiatic
Studies

CALL NO:
HJ
2164
M5

EAS

AUTHOR:
Minami Manshu Tetsudo
Kabushiki Kaisha

TITLE:
Shincho keihi no
kenkyu

VOL:

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

経調資料第六十六編

清朝經費の研究

滿鐵經濟調査會

例言

一、本編は滿洲國財政論中の經費に關する參考資料の一として編纂せるものである。

一、始め吾等は支那歷朝に於ける經費の沿革的研研を行はんと試みたのであるが、少數の人員、限られた日子を以てしては、到底滿足なる結果を得る能はざるを思ひ、特に滿洲國と關係深き淸朝のみに就き、之を行つた次第である。

一、一國の經費を述べるには一般に國家經費と地方經費とに分つを例とするのであるが、淸朝に於ては、原來規定上國家の經費と地方の經費との區別なく其の實際に於ても、中央戶部(財政主管官廳)の支出に係るものが國家の經費であり、地方各省の支出に係るものが地方の經費であると考ふるを得ないものがある。何となれば、地方各省の支出に係る經費中にも皇室費、國防費等の如き國家的經費を包含するからである。從て本編に於ては、國家經費と地方經費とに分割記述するを避け主として國家經費に關して述べる事とした。

一、經費を述ぶるに當つては、之と密接なる關係を有する官制並財務行政を知るを便とするを以て、本編は經費論に先立つて簡單に之等を述べ參考に資する事とした。

一、斯くて本編に於て淸朝經費の硏究は一應完了した譯であるが、淸朝は由來經費に關する報告を公表せざるを常例としたから、之等經費實數に關する確實なる資料は殆ど無く、爲に本編の研究も完全に其の使命を遂行し能はざりし事を甚だ遺憾とするのである。

昭和十年一月

松井義夫

HJ
2164
M5

LIBRARY
JAN 29 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

目次

第一編　制　度……一
第一章　官　制……一
第一節　皇室所屬の官廳……一
第二節　中　央　官　制……三
第三節　地　方　官　制……七
第二章　財　務　行　政……一四
第一節　通　說……一四
第二節　財　務　官　廳……一五
第三節　財務官廳の職權關係……一七
第二編　經　費……一九
第一章　總　說……一九
第二章　經　費　準　則……二五
第一節　存　留……二六
第二節　起　運……三〇
第三節　四　種　の　支　出……三五

第四節 派定、認籌……三六
第三章 經費の組織竝其の內容……三八
第四章 國家經費と地方經費との關係……六〇
第五章 經費分率……六二
第六章 經費の膨脹……七〇
第七章 皇室費……七七
第八章 俸給費……八三
第九章 軍事費……九八
第十章 公債費……一〇七

清朝經費の研究

松井義夫

第一編　制度

第一章　官制

清朝に於ける官制は主として、明朝の遺制を繼承し、夫に清の創意を加味したものである。

第一節　皇室所屬の官廳

政治の中心が皇帝に在り、國家統治の淵源も亦其處に存するは支那歷朝皆然る所である。清朝に於ても、此の傾向は甚だしく、爲に皇室に所屬する官廳は必要以上に多く、無用の官廳を存續せしめ、無爲の官吏を徒食せしめたことは、其の數少なからぬものがあつた。

一、宗人府

專ら宗室(皇族)の身分に關する事務を取扱ふもので、其の職務は皇族を監督し其の譜牒、封爵封號、謚號、教育、試驗、議叙、賞卹、訴訟等を掌るのである。長官を宗令と稱し親王を以て之に充て以下各官とも主として皇族中より任用した。

二、內務府

皇室に關する一切の事務を取扱ふ。其の性質より見れば日本の宮內省に當る。

1. 廣儲司　庫藏出納
2. 都虞司　府屬武職官の銓選、官兵の俸餉賞卹の檢閱、山澤採捕(御獵)
3. 掌儀司　宮廷の禮樂、太監の品級を考察、果圃收入の檢閱
4. 會計司　莊賦、園賦を徵收出納、宮女太監の選擇
5. 營造司　宮廷の修繕
6. 慶豐司　牛羊の牧養
7. 愼刑司　三旗—滿洲旗人—の裁判
8. 掌關防處　宮廷の物役を供する

以上の八司處は其の主なるものであるが、其の他

上駟院　御馬に關する事務
武備院　武器々具
奉宸苑　花園の禁令
圓明園　各園の禁令
御茶膳房　宮廷の食飲膳羞を供す
御藥房　御用の丸散藥の調合
御船處　御船の管理操縱
三大殿　保和中和太和三殿の陳設氾掃
寧壽宮　各宮殿の陳設氾掃
文淵閣　四庫全書の貯藏

等々がある。

三、太常寺　壇、郊、廟、社の管理竝皇帝親察に關する事務
　　光祿寺　宮廷の膳羞及饗宴に關する事務(無用の機關である)
　　太僕寺　宮廷用の馬匹駱駝及御料牧場の事務(無用の機關である)

鴻臚寺　朝會及饗宴の儀禮、内外臣の謁見事務

太醫院　宮廷醫療の事務、國家醫藥行政の事務（無用の機關である）

宦　官　宮廷内一切の雜務

第二節　中央官制

第一、政務統一機關

一、内閣

所謂内閣であるが、各部の尚書（長官）を以て組織するものに非ずして六名、時には四、五名の大學士及協辦大學士を以て組織し其の下に學士、侍讀、典籍、中書等の官を有するものである。「歷朝職官表」中の清の部によれば正一品の大學士滿漢各二名、從一品の尚書協辦大學士滿漢各一名合計六名である。而して其の六名には保和、文華、武英の三殿、體仁、文淵、東閣の三閣名を附し夫々某々殿大學士或は某々閣大學士と稱してゐた。

（註）

茲に特述すべきは清朝官吏の任用に滿漢併制の法を用ゐた事である、即ち大學士と謂へば政治の中樞であり官吏としての最高位であり、あらゆる意味に於て重要視されてゐた地位であるが、其の地位を漢人にも與へた事は大いに意味のある事である。惟ふに清朝が此の方法を用ゐた事は征服者たる滿人の文化が被征服者たる漢人の夫に比し比較的低級にあつた悲哀を物語るものであつて、同時に又武力征服が恒久の效果を擧ぐる爲には政治的能力を中心とする必要を看破した肇國當時の司配者の明敏を擧證するものである。さればとて漢人のみを以て政治に參與せしむるものとすれば國家の基礎を危くする事なきに非ざるを以て、茲に上は大學士尚書等の大官より下は地方官に至るまで同一官に對し滿漢二員を或は滿漢蒙三員を任じ、或は職權の重複した官を設け互に相製肘して政權の安全を期せんと

したのである。斯る二重の官制は政權保持の見地からは亦一の良策と觀るべきであらうも、官吏の活動を鈍らして政府の進歩を妨ぐるのみならず經費の點から見れば謂ふ迄もなく有害なる濫費である。

二、軍　機　處

此の機關は清朝の創設によるもので雍正七年軍國の機務のみを處理する爲に設けられたるものである。最初は軍事のみを處理してゐたが軍事多忙となるに從ひ勢力を得次第に其の他一般の政務にも參與し終に皇帝の最高諮議機關となり政治の實權を握り內閣の地位をも奪ひ政治の最高勢力機關となるに至つた。

第二、政務分理機關

一、六　部

1. 吏　部　文官任免賞罰事務
2. 戶　部　財政の總滙、並戶籍、產業、救邺に關する事務を掌り日本の大藏、內務、農商務等に相當する事務を包含す

附屬官廳

(一) 寶泉局、貨幣鑄造。
(二) 戶部三庫、所謂國庫にして銀庫、緞疋庫、顏料庫の三あり。
(三) 戶部倉場衙門、漕運による糧米の保存。

3. 禮　部　典禮事務、教育、科擧、外國交通事務
4. 兵　部　武官の進退、軍事の籌畫、郵驛及關津の稽察

5. 刑　部　刑政事務

6. 工　部　工事製造事務

以上各部とも其の長官を尙書（從一品）次官を侍郞（正二品）と稱し、尙書は滿漢各一、侍郞は左右ありて滿漢各二人であり、其の下に各司あり、司の長は郞中（正五品）にして、以下員外郞（從五品）主事（正六品）等があり、人數は滿漢蒙を取り交ぜて各司とも郞中は三乃至五名、員外郞は四乃至六名、主事は二乃至三名である、其の下に各部七品より九品格の筆帖式數十名乃至百數十名を有して居り更に未入流（品位に列せざるもの）の屬官多數を有してゐた。

二、特設官廳

1. 大理寺　最高裁判所

長官を卿（正三品）とし以下少卿、左右寺丞、左右評事等の官あり

（註）玆に長官の品級を明にせるは、其の品級が官廳の等級を示す爲である、以下同じ

2. 理藩院　蒙古、靑海、西藏、回部等の藩屬地を綏撫する爲の特設官廳

長官を尙書（從一品）とし、官制は各部にならひ左右侍郞、員外郞、主事等がある。

3. 總理各國事務衙門　咸豐十一年の創立に係り外國に關する一切の政務竝海關稅、海軍、電信、鐵道、礦山等に關する事務を取扱ふものにして淸中葉以後外國との關係複雜となり其の他新事業の勃興により必要に迫られ設けられたるものである。

第三、政務監察機關

1. 都察院　唯一の監察機關にして政治の得失竝官吏正邪を糾察し更に終審裁判權の一部をも兼有した。卽

ち立法、司法、行政の監督權を掌握して居たのである。從一品の左都御史滿漢各一を長官とし左副都御史（正三品滿漢各二）之を助け、其の下に六科十五道を置き院務を分掌せしめた。六科は吏、戶、禮、兵、刑、工に分れ夫々各部に屬する衙門の監察を行ひ、十五道は京畿、河南、江南、浙江、山西、山東、陝西、湖廣、江西、福建、四川、廣東、廣西、雲南、貴州の各道に分れ其の屬する各衙門政務の監察並死罪事件の覆審を掌つた。

而して六科には正五品の掌印給事中、十五道には從五品の掌印監察御史或は監察御史を置き其の任に當らしめた。

第四、其の他の中央官廳

1. 通政使司　地方官の題本（皇帝に呈進する文書）を接受校閲、寃枉の昭雪（寃罪を雪がむと欲するもの呈訴）を受理、長官は通政使（正三品）滿漢各一、次官は副使（正四品）滿漢各一以下參議、經歷、知事、筆帖式等がある。

2. 翰林院　一般行政事務とは關係少く式文の撰擬、歷史の編纂及科擧考試事務等主として文墨事務を掌る長官は從二品の掌院學士滿漢各一、以下侍讀學士、侍講學士、侍讀、侍講、修撰、編纂、檢討等がある。

3. 詹事府　元來は東宮補佐の機關であるが、清朝に於ては皇太子を立てざるを家法としたが故に詹事の官は既に存立の根據を失ひ徒らに明朝の遺制を踏襲し存續せしめたに過ぎない、其の職務は翰林院に略同じく無用の機關である。

長官は正三品の詹事滿漢各一、以下左右春坊左右庶子、同中

允、同賛善等がある。

4. 國子監　最高學府

祭酒（從四品滿人）を主班とし、以下司業（正六品滿蒙漢各一）監丞（正七品）博士、典簿、典籍等がある。

5. 欽天監　暦の製作、天文氣象の觀測、時刻の測定

長官は監正（正五品滿漢各一）左右監副（正六品滿漢各一）五官正、五官靈印、司書、監候、博士、主簿、挈壺正、司農、天文生、陰陽生等がある。

（註）光緒二十四年頃より康有爲等によつて國制の改革が提唱せられ終に三十二年（一九〇六）九月には大改革が行はれた結果中央官制は次の如くに改められた。

軍機處、內閣の外、外務部、吏部、民政部、度支部、禮部、學部、陸軍部、法部、農商工部、郵傳部、理藩部の十一部、大理院、都察院の二院

更に次の如き主要官廳の設立を見た。

政務處（二十七年三月）　憲政編査館（三十三年七月）　資政院（三十三年八月）

第三節　地方官制

先づ地方行政區劃を略述すれば省（明代に於ける十三省が十八省となつた）を以て上級區劃と爲し、省下に在る府、直隷州、直隷廳（直隷とは省に直屬の意味）を以て中級區劃と爲し、更に夫れに屬する州、縣、廳を以て下級區劃とした。

甲、直省（清代に於ける本部十八省）官制

第一、一般地方官廳

一、總督及巡撫

兩者とも地方最高官廳にして皇帝及中央官廳に對しては平等の地位に在り從つて兩者の間には隸屬關係或は上下の區別はない。其の職權上の區別を見るに總督は文武百般の事務を掌ると雖も主として軍政に、巡撫は專ら民政に携はり軍政に參與せざるを原則とした。而して定員には八總督、十六巡撫制（嘉慶、光緒兩會典）を採り其の管轄關係は次の如くである。

總督	省名	巡撫
直隸總督	直隸	
	山東	山東巡撫
	山西	山西巡撫
	河南	河南巡撫
兩江總督	江蘇	江蘇巡撫
	安徽	安徽巡撫
	江西	江西巡撫
閩浙總督	浙江	浙江巡撫
	福建	
	臺灣	臺灣巡撫
湖廣總督	湖北	湖北巡撫
	湖南	湖南巡撫
陝甘總督	陝西	陝西巡撫
	甘肅	
	新疆	新疆巡撫
四川總督	四川	
兩廣總督	廣東	廣東巡撫
	廣西	廣西巡撫
雲貴總督	雲南	雲南巡撫
	貴州	貴州巡撫

（註）巡撫の定員は康熙年間に一省一巡撫を原則として制を定めたが直隸、四川は一省一總督なる爲便宜上巡撫を置かず、福建、甘肅は總督を以て兼務せしめた。

尚品級は總督は正二品、巡撫は從二品であつた。

二、布政使、按察使、道員

各官とも督撫を補佐するの機關にして督撫の節制を受け事務を分擔

1. 布　政　使（從二品）

各省一人を原則とし、其の職務として省財政、戸口の調査報告、朝令の宣布等を掌理する。

2. 按　察　使（正三品）

正三品各省一人にして一省の裁判を司る。

3. 道　　員（正四品）

道員と稱するものには其の種類少からず職務を標準として之を區別する時は（イ）一般行政事務を掌るもの（ロ）特殊事務を掌るものに分れ、更に管轄地域を標準とする場合は（イ）一省を管轄するもの、（ロ）一地域のみを管轄するものに分れる。

（イ）一般行政事務を掌るもの

分守道
分巡道　數箇の府、州、廳を合せて管轄地域と爲し下級官廳を監督考査する。

（ロ）特殊事務を掌るもの

督糧道　漕米運漕事務並省內兵食供給事務

河工道　河川要地に駐在、水利堤防關係事務

關　道　海關及鈔關の管理、關稅の保管並支出事務

鹽法道　鹽課に關する事務

茶馬道　茶稅、馬政（馬の輸入、軍馬の供給）に關する事務

兵　備　道　　地方兵備の監察、管內安寧秩序の保持

屯　田　道　　屯田の管理

而して督糧道、鹽法道は一省を以て管轄區域とするも、其の他は概して特定區域を管轄するを常とした。

三、知府、知州、知縣、同知、通判

所謂牧民官にして兵權を除く外一切の民治を處理する。

1. 知　府　　府の長官、從四品
2. 知　州　　州の長官、直隸州の場合正五品、其の他從五品
3. 知　縣　　縣の長官、正七品、眞實の牧民官にして人民に對する九〇％の政府
4. 同知或通判　　廳の長官、直隸廳同知は正五品、同通判は正六品、其の他從六品

以上記述せる一般地方官廳の組織系統を圖示すれば次の如くである。

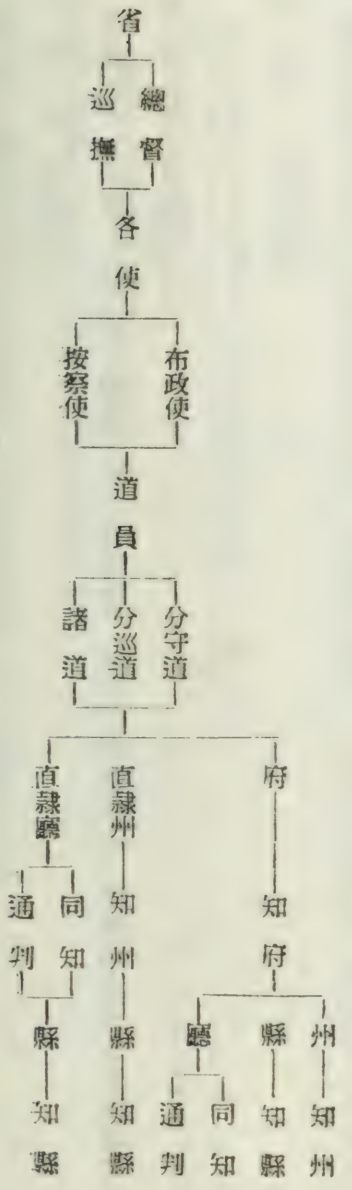

第二、特設地方官廳

一、特殊の事情に在る地方に於て特別の行政事務を掌るもの

1. 順天府尹

順天府とは京師の府にして特殊地域である。府尹は府下五州十五縣の行政事務を統轄した。

2. 土司及土官

貴州、雲南、四川、廣西等各省に居住する土族に對しては一般行政制度を實施する事困難なりし爲其の土族の歸報せるものをして行政事務を掌理せしめた。之等の行政官を土司、土官と稱した。

（イ）土　司　土族の酋長にして其の部落を治めるもの

（ロ）土　官　土知州、土知縣と稱し、土族の酋長の子孫にして知州知縣となるもの

二、行政區域に關係なく特定の行政事務を掌るもの

中央政府の派遣官にして督撫の節制に服せず特定行政事務を掌理したものである。

1. 管理織造　江寧、蘇州、杭州に於ける官立製造所（上用官用の絹布其の他必要品の製造）の管理官

2. 提督學政　各省に於ける學政事務に從事、中央禮部に隷屬

3. 鹽運使
鹽　　政　產鹽地方に於ける鹽務行政を掌理す、戶部に隷屬、鹽政は該地督撫の兼任

4. 海關監督

（註）光緒三十三年各省官制通則發布せられ、同通則に依れば督撫の下に布政使（民政）、提學使（學政）、提法使（刑政）、巡警道（警察）勸業道（農工商交通）の三使二道を置き一省の政令を分掌せしめ、其の後更に交涉使（外交交涉）、度支使（財政）を設置した。

乙、東三省官制

滿洲は盛京、吉林、黑龍江の三省に分ち直省と區別して之を東三省と稱した。元滿洲は清朝發祥の地なる爲非常に重要視し、且人的事情にも直省と大いに異れる點ありしを以て行政にも特殊の制度を用ゐ軍政に重きを置き民政を配せしめた。

一、盛京省

1. 盛京將軍

軍政を司り副都統以下の八旗武官をして各地に駐防せり

2. 盛京五部

禮、戸、工、刑、兵の五部にして旗人及旗民交渉の政務を處理する

3. 奉天府尹

民政の長官にして道、府、州、縣を管領し一般人民の統治に當る

二、吉林省

1. 吉林將軍

軍政を統括すると共に民政を兼掌し副都統等を各地に駐在せしめ軍、民兩政を統べしめ、特に民政の長官を置かなかつた。

三、黑龍江省

1. 黑龍江將軍

黒龍江省は專ら軍政を布き將軍及副都統が之を掌管した。

丙、藩部官制

蒙古、新疆、西藏を藩部と總稱した。之等藩部に對しては清朝は主權を有するのみにして、內部の行政は總て世襲の酋長、喇嘛等之を行ひ、政府は監督したに過ぎない。

一、蒙古

自治機關——旗長
　　　　　　盟長
官治機關——都統
　　　　　　將軍
　　　　　　辦事大臣

二、新疆（回部）

自治機關——伯克
　　　　　　札薩克
官治機關——將軍、都統、副都統
　　　　　　參贊大臣
　　　　　　領隊大臣
　　　　　　辦事大臣、協辦大臣

三、西藏

自治機關——達賴喇嘛
　　　　　　班禪喇嘛
官治機關——辦事大臣
　　　　　　幫辦大臣

第二章　財務行政

第一節　通説

「我朝財政の散は實に財政權の紛に出る、各部經費は各部自ら籌し、各省經費は各省自ら籌す、度支部（戸部の改名）の臣其數を知るなし、州縣進款に至りては本省督撫も亦詳稽に難し、數千の小國各自ら計を爲すに異るなし、蒙蔽侵耗大抵皆是なり、其の庶政畢擧を欲するも能ふや否や」（光緒三十四年御史趙炳麟の財政統一に關する上奏文の一節）

之により財政權の不統一の爲財政の紊亂を來せる事を想見し得るが、其の據りて來る所以のものは清朝が極端なる地方分權制度を採用せる結果に外ならない。

官制に定められたる所に據れば、「總司國家財政之者」は戸部である。從て戸部は國家財政に關する限り全ての職權を有し、國家財政を統一管理すべきものであるに拘らず事實は然らず、只地方各財政官廳より解輸する財賦を接收し之を各部或は各官廳に支給して其の經費に充當したに過ぎない。

上掲上奏文にもある如く各部及各省に於ては必要に應じ經費の自籌自銷を行つた（長髮賊の亂後清末に至るに及び特に甚だしかつた）が、戸部は之等に對しては何等關與しなかつた。卽ち中央に於ける各部は新規經費を必要とせる場合、上奏して其の裁可を經たるものは直接各省に分擔せしめ、其の間戸部の手を經なかつた爲である。

次に各省財務官廳は官制上よりすれば、布政使を以て其の主要なるものとし、「一省財政之總匯」として居たが、此の布政使は戸部に直隷せず、地方長官たる督撫に隷屬し、且督撫は戸部と對等の地位にあり何等統屬關係なき故に、戸部の布政使に對して有する監督權は官制上の具文に止り、實際は毫も指揮監督するを得なかつたのである。

而して布政使も一省の財政權を完全に掌握せるものに非ず、鹽務、茶務其の他に關するものは中央に直屬せる特設の財務官廳があつて之を管理した。

以上を通觀して「財政權の紛」なる言葉は蓋し當れりと謂はざるを得ない。

更に宮廷との關係を見るに、清初は宮中府中の別を明にし、內務府を以て宮中財政を總括せしめ、宮中經費は專ら皇室財產收入を以て充當するを原則としたが、僅少なる皇室財產收入のみを以てしては到底經費を賄ふを得ず常に戶部の庫銀を撥取し接濟する狀態であつた、後其の弊を除く爲各省より一定の銀兩を解輸せしめる制を用ゐた。然るに其の後も亦屢々不足を生じ、皇帝は隨時任意に戶部に命じて其の不足分を補充せしめるを常とし、清末に到る迄宮府混淆の惡弊を避け得なかつたのである。

光緒末年政府は財務行政の改革を志し、各省に清理財政管理官を派し財政の調査を行はしめ更に從來布政使が督撫に屬したるを改めて度支部に隸屬せしめ以て全國財政の中央集權制確立を企圖したが改革の效を見るに至らずして清朝は滅亡したのである。

以下財務官廳竝其の職權に就き其の大要を述べる。

第二節　財　務　官　廳

第一　中央財務官廳

戶部である、屢述したるを以て玆には說明を省く。

第二　宮廷財務官廳

內務府である同前

第三　地方財務官廳

一、一般地方財務官廳

官制上布政使を以て地方財務の最高官廳としたのは只明の遺制を踏襲したに過ぎず、實際は錢糧の奏銷は督撫の名を以て行はれたから一省を代表する最高財務官廳は寧ろ督撫にして、布政使は其の下にあつて實務を掌理したのである。

次は道、府、州、縣の各官は其の階級の上下に從ひ、上級官廳の命令、監督を承け各管內の財務行政を分掌した。

之等一般地方財務官廳の掌理したるものは只地丁錢糧のみに限られ其の他のものは特設の官廳により取扱はれた。

二、特設地方財務官廳

地方所在の財務官廳であり乍ら中央政府に直隷し地方官たる布政使に隷屬せざるものである。

1. 糧務官廳　糧米の漕運（支那税制の沿革二二二頁參照）に關する事務を處理する官廳にして、漕運總督、糧儲道がある。
2. 鹽務官廳　鹽政、鹽運使、鹽法道等があり、主として産鹽地及鹽務上重要地に駐在した、但し督撫が鹽政を兼任する場合もあつた。
3. 關稅官廳　初めは內國貿易稅を徵收する機關として明代の制度を踏襲した鈔關（常關とも舊關とも謂ふ）を設置し船稅の徵收を行つたが次第に貨物にも課稅し、其の或るものは外國通商の開かるゝに從て外國貿易を管理した、更に太平賊の亂後には釐金局が設置されて內國の通過稅を徵收した。

鈔　關　內國貿易を掌るを原則とする、所屬關係は最初は中央戶部の直轄であつたが匪亂の後には其の海關に近いものを海關の監督に移した。

海　關　開市場に置く鈔關から派生したものであるが、髮賊の亂後實權が外人の手に移り總稅務司は總理衙門（清末には財政部）に屬して居たとは謂へ、實は獨立官廳の權威を備へて居た、海關事務は外國貿易の全部及內國貿易の一部をも管理した。之に海關監督なるものが置いてあるが實權は極めて少く事務の主要なるものは收入金を保管することであつた。

木　關　內地通過稅の一種として竹木類に課する稅の徵收機關である、關によりては竹木の外に船稅貨稅をも徵收したから內容は鈔關と同じくなつたものもある、從屬關係は工部に屬して居る、鈔關をして事務を兼ねしめたものもあるが收入は勿論工部に送金せしめる。

茶　務　茶馬司がある、清初には馬の購入に茶を給した事から此の名がある、後に馬は銀で買上げることになつた爲に茶と馬とは別箇分立して取扱はれるに至つた。茶の方は茶引の制度によつて徵稅せられ、其の稅目だけが獨立して殘つたが常關で徵收する稅金に附帶して取扱はれた。

第三節　財務官廳の職權關係

一、戶部と內務府との關係

通說の項で既述した如く、宮府混淆の結果は、官制上國家財務行政を戶部に、皇室財務行政を內務府に、と規定し其の區劃を明にしたに拘らず夫れは單に事務上に止まり、國家財政と皇室財政とを劃分するを得なかつたのである。皇帝の權力が絕對である以上、皇帝の名に於て行はれる命令に對しては、戶部は如何ともする能はず、皇室の經費（內務府掌理のもの）として、（一）皇室財產收入、（二）例貢（特定地方よりの獻上品及中官大官の報效金）（三）內務府經費（各省より解輸のもの）等があるに拘らず、內務府は常に戶部より「借撥」と稱して銀兩を借入れ其の經費に充當した。而して「借撥」と稱するも永久的借入

にして返還のなかつた事は言を俟たない。

清末宮府混淆の弊を說き、皇室、國家財政の劃分を謂ふ者が甚だ多かつたが、誠に故なしとしない。

二、戶部と他の中央官廳との關係

中央各官廳が經費の自籌自銷を行つた事は既に述べた通である。故に中央各官廳の經費は必ずしも戶部の收發によらず、從つて戶部は中央官廳の收支全體を知る能はず、名は「總司國家財政之者」と稱するも名實は相伴はざる狀態に在つたのである。

而して各部自籌のものを專款と稱し、專款は其の官廳の勢力の大小に比例し、從て勢力の大なる官廳と然らざるものとの經費は日を同じうして談るを得ない程であつた。

三、戶部と地方官廳との關係

各省の財政は布政使により處理せられ、督撫より原則として每年奏銷（決算を上奏）した。而して戶部は督撫より奏銷と同時に報銷（咨報）を受けるのみであつた。

（註）咨とは清代に於ける中央及地方の同等官衙間に用ひられた文書である。

督撫より上奏せる報告は、皇帝より戶部或は該管轄衙門に命じて審査せしめるのみにて、戶部が直接各省財政を管理審査せるものではない。

四、布政使と特設地方財務官廳との關係

既述の如く直接の關係はなかつた。

第二編　經　　費

第一章　總　　說

明朝の臣李康惠なる者は嘗て勅命を承け、經制を定めて奏上したが、其の中に曰く

「夫れ入るを量つて以て出づると爲す、是れを仁政と謂ひ、出づるを量つて以て入ると爲す、是れを虐政と謂ふ。既に入るを量らずして出づると爲し、又出づるを量らずして入ると爲す、雜然として收め、泛然として用ふ、是を無政と謂ふ。戍用の制を考ふるに、四分を以て國用を制す。毎歲三を用ひ、一を存し、以て凶荒に備ふ、故に、三十年の通則、國に九年の積あり。云々」

之は獨り明代のみではなく、支那古來の財政に對する理想的原則であつて、歷朝財政を處理するに當つて之を目標とし來つたものであり、清朝に在りても、之を尊重したことは勿論である。而して此の原則を遵奉する限り國家財政は私經濟的となり消極的となるは自然の歸結であるが之は政治の根本方針か然らしめたものと見られる、政治の根本方針を定めるものは民族固有の思想とすれば「量入爲出」の財政方針のみを批難するは當らぬであらう。

次に、皇朝文獻通考國用考に於ては其の開卷第一に曰く

「國用を經するは博し矣、而して、足用の要術は三あり焉、曰く、之を生ずるに道あり、之を取るに制あり、之を用ふるに禮あるのみ。」と

言は甚だ簡單であるが、其の意味する所は甚だ複雜で、殊に、「之を用ふるに禮あるのみ」と理財に關し禮なる文字

を用ゐたる所は、王道主義を理想とせる支那政治思想の現はれに外ならない。而して、茲に軌とは制節謹度の意味にして、經費を使用するに際しては、其の經費が一般人民の膏血の集りであることを思ひ、努めて儉約を旨とし、度を越へざる樣、以て、民財の惜しむべきことを教へて居るのである。卽ち此の思想は、孔子の「百姓足り、君孰れか足らざらん、百姓足らず、君孰れか足らん」より來れるものであつて、經費に對する支那古來の思想である。

之等の思想に準據せる、清朝が經費に對して、常に節約の方針を採つて居たことは明かであつて、各皇帝の下し賜へる撙節に關する諭文の如きは、枚擧に遑がない程であり、又皇帝自身衆に先だち、其の範を垂れることを以て善政としたのである。

（註）

1. 順治帝の節約――康熙大學士張玉書の記述の一節

時に賦額の入る所存留項款を除く外、僅に一千九百六十萬、餉額缺くること四百萬に至り、而して各項の經費は、餉與らず、國用の費之盡し前代に視ぶれば、獨り甚しと爲す。而も我先皇帝、民を愛すること子の如く、必ず苟且目前の計を爲し、額賦外に於て、少しも毫末をも加ふるに忍びず、冗員を汰し、繁費を抑へ、躬から儉約を行ひて天下の先となり、親政より以後在宥十年未だ嘗て一不急の工を興し、一玩好の物を探らず、軍需浩繁なるも、悉く給を節省の餘に取り、而も帑金を發して以て凶荒を賑はし、田租を蠲つて、疾困を甦らしめ、數歲の中、詔書屢々降る。古より開創の主、寬仁恭儉なること、未だ斯の如きの盛たる者あらざる也。

2. 康熙帝の節約

四十五年十月、諭戸部

國家錢糧理當さに節省すべし。否ざれば、必ず經費の敷ねかはざるを致さん、毎年正項の蠲免あり、河工の費用あり、必ず能く大に節省を加ふれば方さに裨益あり前に光祿寺一年銀一百萬兩を用ひ、今只十萬兩を用ゐ、工部一年銀二百萬兩を用ゐ、今只二三十萬兩を用ふと、是れ前朝（明朝）に較べて十の九を省けるなり。末年に及んでは、更に減じて、光祿寺年用四五萬、工部十三萬餘に至る。

四十九年、諭大學士

明朝費用甚だ奢り、興作亦費し、一年の費、今の一年の用に抵るべし、其の宮中脂粉錢四十萬兩、供用銀數百萬兩、世祖登極して、

始めて悉く之を除く。……明季宮女、九千人に至り內監十萬人に至る、飯食徧く及ぼす。日に餓死する者あり、今は則ち宮中四五百人に過ぎざるのみ。其の內府用度節省、大略此の如し。

3. 嘉慶十一年、諭二內閣一

朕惟ふに厚生の道は節儉に在り、國家重熙累洽、生齒日に繁く、日用需める所人々取給す、而して天の生ずる所地の長ずる所、祇た此の數あり、即ち雨暘(晴雨)の時をして、若し歲穫屢々豐ならしめるも、小民藏を蓋ふて猶足らざるを慮るゝが如し、又況や水旱時ならず、豈能く盡く豐稔を護り、歉に遇ふに設けんや、校支紬らざること形ろに倍せん若し再び性奢華を好み、撙節を思はざれば勢ひ必ず、立所に匱乏を見ん、何ぞ以て生活を保ち、而して盈寧を慶はんや。

斯く、各時代努めて撙節を重んじ、經費を節約し國に九年の蓄積を試みたのであるが、乾隆四十六年に於て國庫に七千萬兩の存銀を見、當時の歲出が約三千五百萬兩であつたから、國に二年の積を得たことを清朝を通じての最高記錄とするのである。而して沿革的に見れば、順治は別として康熙、雍正、乾隆、嘉慶時代には常に大なり小なりの蓄積を有してゐたが、道光以後は之がなく、就中、咸豐、同治、並光緒の中年以後は、內憂外患の到れる時でもあつたが、歲入は歲出を補ふに足らず、爲に外資の助けを得て辛うじて歲出に充てた程であつて、前代未聞の公債を生じたのも亦此の時代であつた。

而して、皇室の儉約も時代と共に忘れられて、末葉に到るに隨つて皇室費は次第に增加し、夫れが清朝滅亡の一原因となつたとも稱せられる(清朝衰亡論)程にして、支那經費の鐵則とも稱すべき節約原則も主として清中葉以前のみに遵奉せられたのである。

茲に於て、假に外的事情を度外視して考へると、清朝に在つては、既述せる支那古來の王道主義政治思想を實行したる、康熙、乾隆兩時代のみが、經費論より見るも亦最全盛期があつたことを知るのである。

以上は政治思想より見た清朝經費の概說であるが、次には制度より見た清朝經費を述べたい。

清朝は表面上中央集權制を實施せるが如きも、其の實は地方分權の制度が盛に行はれてゐたから、既に第一編第二章に於て述べた如く、財務行政機關の不統一を來し、財務の主務官廳たるべき戸部は各省の長官であり事實上の財務長官たる督撫と、皇帝に對しては同一地位に在るが如き弊害を生じてゐる。

從つて、各省は皇帝に對しては、其の命令に服從するを餘儀なくされてゐたが、戸部に對しては何等の服從關係なく爲に各省の經費は原則として、自籌自足に依つたのであつて、清朝が戸部に對し財政に關する限り絶對の權能を持たしめなかつたことが、末年に至り清朝の財政（經費）を紊亂せしめた最大の原因であつたと思はれる。

清朝が量入爲出の財政方針を採つたことは既に述べたが、租稅の徵收經費の支出に關する手續としては、國家並地方の區別を立てず、各地方に於て徵收せれた租稅は、全部國家の收入とはするが、省を單位とし各省に於て必要額を控除（存留）し、其の殘額を中央に送付（起運）せしめ、地方並國家の經費に充當すると云ふ省略方法を用ひた。而も夫れ等に關しては、會典其の他の法規を以て嚴重に規定せる爲極端なる形式主義を生じ、表面上法規に從ふことのみに腐心した結果年々の報告は殆んど同樣で、假令新規事業による新規の經費を要した場合も、夫れを舊有の經費として報告するを常とした。又戸部に於て、夫れを審査するに際しても、同樣の態度を以てしたのである。此の有樣を中國度支考に於ては次の如く述べてゐる。

承平の時、歲入と國用とは俱に常額の如し、積久して變せず、某省解餉若干、成して老例と爲る、京協各餉俱に定期あり、省庫充たずと雖亦必ず法を設け籌解し以て處分を免る。偶々兵荒に遇へば、則ち支絀の情形立所に見はる。

其の弊は出款入款の俱に實數の稽すべきなく、西國の出入を豫定し、每年度支清單を刊行し、以て盈有り絀なきを期するが如くなる能はざるに在り、惟ふに、是年の年款を淸し、國家は唯解餉の誤りなきを求め、他は顧み問はず、大吏は餉款解淸の外に於て如し盈餘有らば、儘に隨便撥用すべく、定例外省各項の公用には或は年終或は事の竣りに必ず奏銷を辦すること一次、朝廷は戸部或は該衙門に飭下して

該議准駁せしむも、如何せん各省京を去ること甚だ遠く、蒙蔽に易く、京官外情を悉くせず、査核最も難なり、故に例に合し銷を准すのみ云々。

斯の如きを以て、各省は中央に送付すべき金額を誤らざる樣に努め、自省の經費は其の使用の如何に拘らず形の如く報告して事なきを得た。而して中央に於ては必要により常に各省に對して金錢を送付せしめるを例とし、獨り皇室に關する經費のみならず、戸部以外の各衙門すら經費を必要とする場合、皇帝に上奏して、其の裁可を經、直接各省に對して需要額の送付を命じ得たのであつて、其の傾向は清末に至つて特に甚しかつた。清末新設各衙門の經費の如き皆之である。之を派定と稱し、之に對し各省より送付するを認籌と稱したが、派定額が必しも認籌額と同一ならざりしは勿論である。

更に各省經費の自籌自足を原則とせる結果、省に於ける經費不足に對しては、省相互間に於て送受せしめるの方法を用ひ、之を協解と稱したが、此の協解の方法は隨時隨所に行はれたる爲、徒らに手數と煩雜さを加へたのみで、寧ろ剩餘ある省は之を戸部に納めしめ、戸部より不足の省に對して補助する方法を用ゐた方が好結果であつたと思はれるのである。

一般に一國の經費は(一)國防其の他國際關係の處理、(二)國內の治安、(三)經濟的諸設備、(四)社會的諸設備、の爲支出されるを普通とするのであるが、清朝の政治は主として(一)、(二)に重きを置いた爲(三)、(四)の目的の爲に支出せられた經費は甚だ尠なく、特に(三)の如きは甚しかつた。(四)の社會的諸設備の中、貧民救助と凶年救濟とは支那に於ては古來、王者政を爲すの第一義として重きを置いた所であつて、周禮大司徒の職に「以荒政十有二聚萬民」とあり、後世皆之を踏襲し來り、清も亦之に據つたから、之に關する幾分の經費支出は見たが、其の數は(一)、(二)

に對しては甚だ少額であつた。

（註）荒政十有二──會典

一、備　祲　未墾地の開發に對する援助
二、除　孽　害蟲の豫防驅除
三、救　災　水災の救濟
四、發　賑　貧民に對する救濟
五、減　糶　穀價騰貴の際、市價より安く官穀を賣拂く
六、出　貸　春耕貸款の類
七、蠲　賦　租稅の免除
八、緩　徵　租稅の停徵
九、通　商　罹災地に對し商人を派す
一〇、勸　輸　紳衿商民の寄附を勸む
一一、興工築　貧民救濟の爲事業を興す
一二、集流亡　流民の救濟

清朝が外族から起つて支那統一をした關係上其の統治を强固にする爲軍事費は經費中最も重要なるものとした。從つて清朝經費の增減は一に係つて軍事費の多少に在つた、財政的視察の限りに於ては清朝は軍事費の遞增と之に對する政策の破綻より遂に挽回すべからざる窮地に陷つて終つたのである。

且又、清朝に於ては其の初めより、官府混淆が行はれた結果皇室は其の費用を隨時戶部より借撥するを得、其の間嚴格なる規定がなかつたから、漸次節度を失ひ、皇室費の膨脹につれて夫れに對する非難は加はつた。清末に至る迄改善實行されなかつた。此の點は單なる制度の缺點のみではなく明かに政治の墮落である。

斯くの如くにして、清朝の經費は、其の政治思想、制度の如何に拘らず、外部的には西力東漸の大なる影響を受け清初一千五百萬兩程度のものが清末には三億兩に膨脹した許りでなく、內部的には清初の緊張した政治的良心が弛頽し、民衆の爲の政治が何時しか官僚の爲の政治となり、天下を以て一人を養ふを懼れざる惡政となり、民力を基礎とする、「量入爲出」の堅實なる方針が維持され難くなつて終に財政亡國の一例を留めたのである。又支那各朝を通じて

現はれる財政的特徴として經費膨脹の內でも地方經費よりも中央の夫れが一層高率の增加を示すことゝ皇室費の無節制なる增加とは政治的に注意すべきである、斯くして一の政權が到壞して後に興る政權は之に鑑みて「量入爲出」の原則に復歸するが、何時ともなく政綱弛緩して又前車の轍を履む、之が經費から見た支那歷朝興亡の通例である、清朝も亦其の一例に過ぎぬ。

最後に經費の多寡と大きな關係を有つものは貨幣物價勞銀の騰落である。清朝と前朝との比較、清朝歷代の比較は此の問題を明かにして始めて正確を期することが出來るのであるが、遺憾乍ら物價勞銀等の資料が甚しく缺けて居る爲に本研究は不滿足なものとなつた。唯僅かな資料から知る所を以て見れば銀價の清初から同治迄の間（約二百年）に銅に比し約二倍になり勞銀は同期間に銀勘定でも四倍程度になつて居る、物價も之より以下でないことが、大體窺はれる（馮桂芬氏に據る）從つて銀價の騰貴より以上に物價及勞銀が昂騰して居るとすれば經費も自然增額することになるは明かである。加ふるに清朝の財源には銅貨を以てする納稅が少なくない關係もあり、地租の如き仁政主義と徵稅制度の不備との影響を受け寧ろ漸減の傾向すらある事情を背景として一般財政の困難が增大したことを記憶せねばならぬ。

第二章　經費準則

「天下の經費を制す凡そ國用の出納は皆權するに銀を以てす。其の歲の入るを量り以て存留起運の數を定め春秋に則ち報撥す。各省庫儲は每年春秋に於て實在存庫銀を將て撥册を造り、部に報し覈明。存留支用及協餉を除くの外餘は皆部の撥用に俟つ。」（嘉慶會典卷十二、光緒會典卷十九）

右は會典に規定せられた經費に關する基礎的規則を爲すものである。之による時は國家一切の收入は先づ之を各省の藩庫に貯存し春秋二季に於て一定の形式に依り其の貯存の實額を戶部に報告其の檢閱に供し、其の存留支用の額

(省の經費に充當するもの)協餉(他省の經費不足を補充する爲他省に解輸するもの)を除く外之を戸部の指圖により京師に送るべきを定めたもので形式から見れば省は國の命に依つて租税を徴收するのであるが實質的には國が省の餘剩金に依存して經費を賄つたとも見られるのである。由是觀之、清は表面上中央集權であつたに拘らず其の實は地方分權の制が鞏固に施行され中央戸部は何等國家經費の財源たるべき收入を有せず從つて之を各省の解輸に待つた事竝各省經費の自籌自辦を原則とせしことが窺はれるのである。

以下經費支出の實際に就て詳述しよう。

第一節　存留

各省の收入中省に貯存して其の經費に充當するものゝ總稱である。

元來各省の收入を貯存するに際し糧米は倉に、銀兩は庫に入れるを原則としたが糧米は其の目的が主として救恤用に當てられるものであり且既述の如く會典にも「國用の出納は皆權するに銀を以てす」と規定せるを以て茲には糧米の貯存に就ては述べず專ら銀兩の貯存のみを述べる事とする。

各省の銀兩貯存(庫儲と稱す)には次の五種が規定されゐる(嘉慶會典卷十二、光緒會典卷十九)

1. 封儲

藩庫(省金庫)に於ける銀兩の儲存にして總督巡撫立會の上封印を施す故に此の名がある。毎年報告の爲册を造り戸部に送付して其の査覈を受ける事になつてゐた。封儲銀は備用銀とも稱し省に於て豫想せざる急需或は多需の經費支出に充てる爲特に貯存するもの卽ち準備金に外ならない。而して用に遇ひ此の銀兩を支出せる場合は直に戸部に報告し次回に戸部へ輸解を行ふに際し使用額と同額を差引き封儲として補充貯存するを例とした。

此の封儲は時により之を有する省竝其の額は同一でなく概して清初より中葉に至る迄は各省とも之を有してゐた如く、清末に至つては之のあるは數省に過ぎなかつた樣である。次の如くに

省名	封儲銀額（單位銀兩） 雍正五年（皇朝文獻通考）	嘉慶會典	光緒會典
江蘇	三〇〇,〇〇〇	九六〇,〇〇〇	—
安徽	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
江西	三〇〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	—
浙江	三〇〇,〇〇〇	三〇六,〇〇〇	—
湖南	三〇〇,〇〇〇	三二三,〇〇〇	—
甘肅	三〇〇,〇〇〇	三一〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇
四川	三〇〇,〇〇〇	一,〇五〇,〇〇〇	—
廣西	三〇〇,〇〇〇	三八四,〇〇〇	—
貴州	三〇〇,〇〇〇	四五九,〇〇〇	—
福建	三〇〇,〇四七	四〇〇,〇〇〇	—
雲南	二〇三,三四〇	四八五,三四二	—
盛京	—	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—
直隷	—	三一,四〇〇	一六,五〇〇
山東	一〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇
山西	二〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	—
河南	二〇〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	—
湖北	二〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
陝西	二〇〇,〇〇〇	三一〇,〇〇〇	—

廣東	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
計	四、三〇三、八一〇	一七、一三八、七四二	一、四二六、五〇〇

2. 分儲

各省府庫に於ける銀兩の貯存を稱するもので專ら州縣の急需に對する備へである。知府の權限に於て發給を行ひ、知府より布政司總督巡撫に詳報し一方州縣に令して其の支銷額に對する報告書を作成提出せしめ檢査を行ふ定めであつた。

而して此の分儲銀は全省全府に行はれたものでなく、而して其の額を省別に示せば次の如くである。

分儲銀額（單位銀兩）

省名	雍正八年（皇朝文獻通考）	嘉慶會典	光緒會典
直隸	一五〇、〇〇〇	一五一、四七二	—
山東	一五〇、〇〇〇	—	—
山西	一五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	九、四七五
河南	一五〇、〇〇〇	—	—
廣西	一五〇、〇〇〇	六六、〇〇〇	—
江蘇	一〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	—
安徽	一〇〇、〇〇〇	—	—
江西	一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、七〇〇
浙江	一〇〇、〇〇〇	九四、〇〇〇	—
湖北	一〇〇、〇〇〇	—	—
湖南	一〇〇、〇〇〇	七七、〇〇〇	七七、〇〇〇
廣東	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

福建	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	九八八
雲南	二〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	—
貴州	二〇〇、〇〇〇	四一、〇〇〇	—
陝西	三〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	—
甘肅	三〇〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	—
四川	三〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
計	二、九五〇、〇〇〇	一、一二七、四七三	二六三、一六三

3. 留　儲

各州縣庫に留存して其の經費に充當するものを稱し、五種の存留銀中最重要な部分を占むるものであるが大淸會典には其の額を定めてゐない。之は性質上年々其の額變動する故であが。而して皇朝文獻通考（卷四十用額）に掲げられた各省の留儲銀額を示せば次の如くである。

直隷	四八七、五六七	盛京	五、六五四
山東	六二七、一五〇	山西	四四八、九五一
河南	五八二、二四一	江蘇	一、二四五、五三八
安徽	四五八、〇五三	江西	四三五、九一二
福建	二一一、一二〇	浙江	一六九、〇五九
湖北	三五〇、八〇四	湖南	二九一、四六七
西安（陝西）	二五二、五四六	甘肅	九三、〇九六
四川	一六七、二二二	廣東	四一六、五四二
廣西	九四、九四五	雲南	四三、七八四
貴州	二六、九六三	計	六、二九八、六〇三

4. 解　儲

解とは輸送の意味にして省所管の各府州縣は其の徴收せる一切の賦銀を藩庫に送り、藩庫に於て之を貯存するを解儲と稱した。

5. 撥　儲

各省兵備道庫（並河道庫）は每歲本省布政司より撥給或は鄰省より協撥せる兵餉銀（並歲修銀、官兵俸餉銀）を貯存した。之を撥儲と稱し專ら特別機關の特別經費に充當せるものである。

以上は存留の意義並内容の大體に就て說明したが、之を要するに存留とは中央戶部に解輸する事なく省に留めて省の經費に充てらるゝものゝ總稱である。而して其の徑路は先づ各州縣に於て每歲徵收の賦銀中より其の經費に充當するもの（留儲）を差引き之を藩庫に輸送、藩庫に貯へ（解儲）省は其の中より省の多需、急需の準備金として封儲を、府の急需に對する準備金として分儲を引去り更に戶部の命により兵備道或は河道等の特別機關に其の經費として給撥し又鄰省の經費不足を補ふ爲協解（次項にて說明）し、其の殘額を戶部に解輸（起運）するのである。

第二節　起　運

各省の收入中より存留の銀兩を除きたるものを戶部及他省に解輸するを起運と稱し其の銀兩を解餉と總稱する、而して戶部に解輸するものを京餉、省相互間に於けるものを協餉と謂ふ。

1. 京　餉

京餉を更に分つて原定京餉と額外京餉との二とする。原定京餉とは清初會典に規定せられたるものにて之は必ずしも各省に及ぶものでなく財力の少き省には之を解輸する義務なきものとせられ、例へば陝西、甘肅、四川、雲南、

貴州の五省は乾隆會典によれば此の義務を免れてゐた。而して其の額は淸中葉まで毎年戸部より奏上裁可を請ふを例としたがそれは只形式に過ぎず毎年不變の定額にして冬季定額七百萬兩、春季定額一百萬兩合計八百萬兩であつた。中葉以後は定額なく光緒會典には「歳に定額なし」と規定されてゐる。

次に額外京餉とは原定京餉の不足を補充せんが爲に後に至つて追加せるものにして主として淸中葉以後に於ける軍事費である。卽ち固本食餉（陸軍費）約八十萬兩、籌備餉需（近畿防餉、籌邊軍餉）約一百五十萬兩、東北邊防費二百萬兩、練兵費（北京新軍の訓練費）約六百萬兩、皇室費六十萬兩等である。此の額外京餉の額數は毎年一定せるものがあり、或は年により異なるものがあつて總額は不定である、而して上記各項は各省に及ぶものがあり又及ばざるものもあつた。之を例せば固本食餉は十省より籌備餉需は全省より、東北邊防費は九省より、練兵費は全省より等各省の財力に應じて之が解輸を命じたのである。

以上原定、額外の兩京餉とも其の財源を指定されて居る、例へば原定京餉は地丁、鹽課、鹽釐、茶課、關稅、釐金より、籌備餉需は地丁關稅等よりの如くに、

光緒會計錄による光緒十九年兩京餉の內譯を示せば

一、地丁、鹽課、釐金、關稅項下　一四、七三二、七四三兩

直隷	八二七、一七一	山東	一、一四三、七〇二
河南	三二〇、一三六	山西	一、〇八八、八八八
陝西	一〇九、六二八	安徽	九八三、〇三八
江西	二、六〇一、六七一	江西	一、四二二、六二二
浙江	一、一〇七、七〇二	福建	九三五、四二一
湖北	一、四七二、五八九	湖南	六七九、五〇六

廣東	一、二四一、八四六	四川	五七二、三九八
奉天	二二六、五二五		
二、四成洋稅項下－鴉片稅の四割	一七五、四一一兩		
九江	二二六、〇八六	鎭江	四九、三二五
三、邊防經費項下	一、九〇九、五九七兩		
江蘇	七〇、〇〇〇	江西	一三〇、〇〇〇
江漢關	七〇、〇〇〇	江海關	一〇〇、〇〇〇
浙江	一七〇、〇〇〇	九江關	五〇、〇〇〇
安徽	一五〇、〇〇〇	山東	一七〇、〇〇〇
粤海關	二二〇、〇〇〇	閩海關	一〇〇、〇〇〇
兩淮	二二〇、〇〇〇	湖南	八〇、〇〇〇
四川	二六〇、〇〇〇	廣東	八〇、〇〇〇
湖北	九〇、〇〇〇	福建	四〇、〇〇〇
山西	一〇〇、〇〇〇	贛關	九、五九七
四、籌備餉需項下	一、五九〇、〇〇〇兩		
福建	八〇、〇〇〇	江西	一五〇、〇〇〇
粤海關	二二〇、〇〇〇	浙江	四六〇、〇〇〇
閩海關	二二〇、〇〇〇	廣東	二〇〇、〇〇〇
江蘇	二〇、〇〇〇	安徽	四〇、〇〇〇
江漢關	二四〇、〇〇〇	江海關	一四〇、〇〇〇
江寧	二〇、〇〇〇		
合計	一八、四〇七、七五一兩		

以上の内三、四は項名を明記せる故に額外京餉たる事は瞭然であるが一、二は共に收入の項名を用ゐてゐるから瞭

定額外の區別は明瞭でなく從つて兩方の合計額を示せるものと見るべきである。

2. 協餉

協解とも稱し戸部の命に依り一省より他省に其の經費不足を補ふ爲解輸する銀兩で其の依つて來たる所以は各省經費は各省に於て自辦せしむるを原則とせる爲めである。

戸部は時々各省よりの申請により各省の實狀を見て協解の命令を發した。而して東三省、伊犁、熱河の特別地域に對しては戸部より協解補助することはあつたが其の他は總て各省相互間に協解を行はしめた。茲に注意すべき事は各省は該省の全年度の經費不足を豫定して一回に之を戸部に申請するのではなく收支の關係上不足を生じたる際は其の都度之が申請をなすを例としたから、時により協解を受けたる省が他省に給する場合があり卽ち受者が給者に、給者が受者に等各省相互間の協解は極めて複雜であつた。

其の實狀を光緒會計錄に見るに

（單位兩）

省名	協解額	協受額		差引額
戸部	一、九四一、四五三	一八、四〇七、七五一	受	一六、四六六、二九八
盛京	二七一、五九三	四六一、九五三	同	二四四、〇〇〇
奉天	二二六、一九七	四一、三二一	解	一八四、八七六
直隷	一三八、四五三	三、八〇七、一七〇	受	三、六六八、七一七
山東	三五九、二五〇	二七〇、一〇九	解	八九、一〇一
河南	一、三九七、二一四	八、〇〇〇	同	一、三八九、二一四
山西	二、八六八、二〇七	—	同	二、八六八、二〇七
陝西	二七六、七六〇	三、五二九	同	二七三、二三一

甘肅	三、五六五、一九三	四、九四四、九一二	受	一、三七九、七一九
安徽	五〇四、八四四	一五四、〇一二	解	三五〇、八三二
江蘇	四、五四九、九七二	九九九、九〇九	同	三、五五〇、〇六三
江西	六三一、六一三	—	同	六三一、六一三
浙江	九一四、四一〇	—	解	九一四、四一〇
福建	三九九、〇九四	三〇七、五二六	同	九一、五六八
湖北	一、一五九、七八九	一二三、八〇〇	同	一、〇三六、九八九
湖南	二八〇、九五二	—	同	二八〇、九五二
廣東	三二〇、四八八	—	同	三二〇、四八八
廣西	—	一四八、二六三	受	一四八、二六三
四川	五三一、八〇〇	—	解	五三一、八〇〇
貴州	—	一、七一四、四一四	受	一、七一四、四一四
綏遠城	三二、六八七	二一〇、九一八	同	一七八、二三一
吉林	—	八三、一三四	同	八三、一三四
黑龍江	—	一一九、〇〇〇	同	一一九、〇〇〇

（註）戸部欄にある協受は即ち京餉に外ならぬ、同欄の協解は東三省、伊犁、熱河に對するものである。

斯の如き協解關係の複雜さは徒に解輸費用の損失並其の手數、煩雜を增すのみに過ぎず良法と謂ふを得ない。

次に之等京餉及協餉の解輸に關する規定につき其の大要を述べやう。

解輸期限は京餉は春秋の二回と會典に規定されてゐるのみであるが實際は省の遠近により又餉の種類により異なる協餉は戸部の命により隨時、解輸の方法は京餉、協餉とも實銀原則にして其の銀數の多寡により輸送に當る官吏が異る（十萬兩以上は同知通判、五萬兩以上は州同州判五萬兩以下佐貳雜職官の如くに）而して之を護送するに兵役を以てし一萬兩に對し、兵二名、役四名と定め、そ

れ以上は斟酌して增加する、解輸の行程は州を單位として交代する。若し途中に於て過失により喪失するが如き事があつた場合には其の理由の如何により全額、十分の五、十分の三、十分の二等を賠償せしめる。更に解輸の日程は部文に接したる日より起算して距離の遠近により夫々六十日、八十日、百日以內と定められその定日以內に到達しない際には解輸の奏催と稱し戶部より上奏して解輸を督促せしめるを常とした。

第三節　四種の支出

會典に「凡そ動款には坐支あり、給領あり、協解あり、估撥あり、皆其の實に按して銷す」と規定されてゐるが動款とは支出の意味にて支出に四種類の區別があつた事を示してゐる。

1. 坐　支

額編銀（卽ち州縣に於て特定の費用に對し必要ある每に支拂ふ目的を以て貯存する豫定額數の銀兩）より支出するを坐支と稱し其の特定の費用とは官俸役食、鋪兵工食驛站料價、祭祀香燭、廩生銀糧、歲貢坊儀等を指すものである。而して額編銀は貯存より見る時は卽ち留儲（本章第一節の3參照）に屬する。

2. 給　領

特定の費用に對し藩庫より州縣を通じて支出するを謂ふ。其の特定費用とは俸餉水脚、稍箍、船工河工水脚、俾夫工食、憲書工價、孝子節烈婦壽民建坊銀、官兵白事銀、舉坊儀、會試盤費、物料價脚、貧生膏火等である。

3. 協　解

既述に付茲には省略する（本章第二節の2參照）

4. 估　撥

豫估撥給の意義にて特定の事項に必要なる經費を或は物料を豫計し支給するものである。此の支出の方法は主として武職衙門の餉乾（前年に額數を豫定し一度に撥給する）竝河工購料（期に先だつて奏請により撥給する）に對して行はれる。

以上の中1、2は州縣に於て存留せる銀兩より支出するものと、藩庫卽ち省存留の銀兩より支出するものとの經費別を定めたものであるが、それ等費目は必ずしも支出を區別される程其の性質上には判然たる區別がなく如何なる必要により斯の如く定められたかに就ては明かでない。

3は省自身の經費支出に非ずして隣省に對する補助費である爲特に支出を區別せるもの、更に4は特別機關、主として武職衙門の兵餉卽ち軍事費竝河工費の支出にて其の性質上1、2の如く地方的でなく國家的のものなる故に區別せるものであると想像される。

第四節　派定、認籌

既述の如く中央に於ける諸經費は總て各省の解輸に待ちたるを以て中央に於ては新たな事業に對し經費を必要とする場合は之を各省に分擔せしめざるを得なかつた。斯の如き際戶部或は當該衙門より上奏裁可を經て各省に分擔せしめる事を派定と稱し之に對し各省より承諾を與ふるを認籌と稱した。

而して各省にては中央よりの派定に接したる時は地方の財政狀態を見たる上適當の認籌を爲すべき理なれども實際は然らず、卽ち各省の督撫は認籌の額を出來るだけ少くし或は認籌せざる樣努力し專ら自己の管理に屬する省の行政に資金を投じ其の成績の擧らむ事をのみ望み、甚だしきに至りては私曲を營むに汲々たりしものも少なからざる實狀であつた。

且派定に際しては其の財源を指定するを常としたが各省は必ずしも夫れによらず派定を理由として增徵或は新徵を

事とした。

斯の如く派定に應ぜず或は指定に從はざる場合、戸部竝當該衙門は如何ともする術なく只上奏して督促を請ふのみで其の依つて來たる所以のものは地方分權制の結果に外ならないのである。

次に派定認籌の實例を揭げて其の一端を窺つて見やう。

北京練兵處經費年度不明（支那經濟全書第一輯六二三頁）

奉天省	派定額	烟酒税	五〇〇、〇〇〇兩
	認籌額	地方平定の後詳覆す	
廣東省	派定額	烟酒税	五〇〇、〇〇〇兩
		中飽	三五〇、〇〇〇兩
	認籌額	烟酒税	一五〇、〇〇〇兩
		東軍の凱撤を俟ち力を量りて加解す	

（註）中飽とは中飽陋規とも稱し官吏の手數料收入にして内規により認められたる特權收入である而して其の額は俸給額の數倍に上れるものもありと謂はれてゐる。

四川省	派定額	烟酒税	五〇〇、〇〇〇兩
		中飽	三〇〇、〇〇〇兩
	認籌額	烟酒税	三〇〇、〇〇〇兩
山東省	派定額	烟酒税	三〇〇、〇〇〇兩
		中飽	二五〇、〇〇〇兩
	認籌額	加烟税	一五〇、〇〇〇兩
		加酒税	一〇、〇〇〇兩
		商運票課錢價盈餘	一〇、〇〇〇兩
		車復關道節省	一〇、〇〇〇兩
		糧道節省	一〇、〇〇〇兩
		運司節省	二、〇〇〇兩
		官捐	一〇〇、〇〇〇兩
		計	二九二、〇〇〇兩

以上は數省を例示したるに過ぎないが各省とも大同小異にして

派定額	各省總計	烟酒稅	七、二〇〇、〇〇〇兩
		中飽	三、二〇〇、〇〇〇兩
		計	一〇、四〇〇、〇〇〇兩
認籌額	各省總計	各種稅	五、四五四、〇〇〇兩

斯く派定は煙酒稅、中飽を財源とし總計一千四十萬兩なるに對し認籌は凡ゆる財源を網羅して五百四十五萬四千兩即ち派定額の半數を得たに過ぎない狀態にある。此の事を評して「……大清國の面積と人口と其の富源とを以てして僅か一千萬兩の銀を集むるに恰も雀を羅し鼠を掘るが如き窮體を醸出す、蓋し其の各省藩庫の統一されざること預りて力ある也」（支那經濟全書）と稱してゐるが誠に同感である。

第三章　經費の組織竝其の內容

嘉慶會典に歲出の款目として規定されたのは次の十二款である。即ち

一、祭祀之款　二、儀憲之款　三、俸食之款　四、科場之款　五、餉乾之款　六、驛站之款
七、廩膳之款　八、賞恤之款　九、修繕之款　一〇、採辦之款　一一、織造之款　一二、公廉之款

其の後光緒會典に於ては更に、陵寢供應之款、交進之款、雜支之款の三款を加へて十五款とした。

會典所定の款目は以上の十五款にして、戶部と地方とを分たず同樣に之に依るべきことを規定して居るが、其の實は地方支出の款目を指示し各省をして之に依らしめ專ら戶部に於ける各省よりの決算報告等の檢査に便ならしめんとするに在り、從つて戶部の直接負擔に係るものは却て詳細ではなく且其の款目の數は甚だ多かつたのである。

併し各省に於ける經費中にも會典所載の款目に屬せざる經費もあつた。會典所定の各款目は夫々何々の款は何々より支出すべし等其の經費に充當する財源を指定せるを以て、會典所定以外の新經費を支出せる場合、夫れを正當に支

出せんとするには、戸部の認可を經ざるべからず、其の間甚だ煩雜なる手續を要し且容易に認可されざるを例とした爲、各省に於ては便宜手段として、新經費を支出せる場合も、尙之を舊經費款目中に包含せしめ報告するを常とした。故に表面上——戸部に對する報告——は會典所載の經費款目であるが、其の內容は必ずしも會典所定のものとは同一でなく、且全然戸部に報告せざる新經費も存在して居たのである。

而して、此の傾向は咸豐同治以後時局多事となりてより更に甚だしくなり、各省に於ては原有の款目により舊制に遵照して戸部に報告するものを內銷款項と謂ひ、新設の款項卽ち各省に於て自由に消費するものを外銷款項と稱し、明に區別するに至つた。

然し此の外銷款項は全部地方政務の經費にのみ充當せるものでなく、其の性質上國家經費に屬するものにも充てたる故に、此の款を以て必ずしも地方税による地方經費の支出と考ふることを得ない。

斯くて光緒年間に至つては會典所載の款目十五を常例開支となし、新に勇營餉需、關局經費、洋款還借、息款の四項を加へて新增開支と呼び、其の他に補支、豫支、解京各衙門飯食經費の三款を添へて經費款目は合計二十二となつたのである。（光緒會計錄、皇朝續文獻通考國用考六用額）

註　皇朝續文獻通考國用九會計の項に於ては上記の常例開支十五款の外に、河工之款、辦漕之款を合して常例開支十七款と稱して居るが他の參考文獻に多く夫れを見ざる故に玆では前述の如く常例開支十五款を採る。

上揭の款目は兩會典所載のもの竝清末に於て時勢急變に伴ひ生じた新經費（戸部の認可せるもの）にして主として清中葉のものである。而して嘉慶會典所定のものと雖も、必ずしも清初に於て用ひられたるものと同一なりとは信じ得ないが、各方面に於て保守的政策を遵奉し一度制定された法規の改廢が容易でなかつた清代政治の實狀竝初期より中葉に至る

間は其の後に比較して對外的にも對內的にも變化が少なかつたこと等より考へて、嘉慶會典所載のものを以て其の以前に用ひられたる經費款目の完成せる姿であると看るを得べく、從つて清初のものがそれと多少の相違はあるとしても大體に於て同一であつたと考へられる。

次に清末宣統初年諸政改革を企圖せらるゝに當り、從來の經費款目は時勢に適應せざるものとして改廢せられ、新式洋學の影響を受けた新款目が次の如く制定せられた。（宣統二年二月政治官報）

歲出經常門

第一類	解款	第八類	教育費
第二類	協款	第九類	司法費
第三類	行政經費	第一〇類	軍政費
第四類	交涉費	第一一類	實業費
第五類	民政費	第一二類	交通費
第六類	財政費	第一三類	工程費
第七類	典禮費	第一四類	官業支出

臨時門

第一類	解款	第六類	典禮費
第二類	協款	第七類	軍政費
第三類	交涉費	第八類	工程費
第四類	財政費	第九類	公債費
第五類	民政費	第一〇類	豫備金

然し此の改正せれた款目により始めて豫算が編成せれたとき、清は既に滅亡の第一歩を踏み出して居たのである。

故に會典所載の所謂常例開支十五款及新增開支其の他七款を合した二十二款目を說明することに依つて清代を通じ

ての經費款目（外銷款項を除いた）を十體に於て綱維することが出來るであらう。以下夫れ等二十二款に就て記述する。

陵寢供應之款

帝室陵墓の營繕修理費にして其の性質より觀る時は皇室費の一部である、戸部並直隸省にのみ此の款目があるに過ぎない。光緒會計錄により光緒十九年度の支出數を擧ぐれば次の如くである。

戸部	五〇、八五三兩
直隸省	四一、三六六
計	九二、二一九
總支出に對する百分率	〇・一三%

註　茲に光緒會計錄の數字を用ゐたことは、他に經費支出數全般に亙り適當なる參考記錄なき故である從て以下述べる各款に就ても同樣である。

交進之款

皇室費として每年戸部より內務府に交附するものにして、其の額は二十八萬兩と定められ、二月十萬兩、端午節五萬兩、中秋節五萬兩、年節八萬兩と四期に分ちて交進するものである。但し此の款が皇室費の全部ではない。

光緒十九年支出數

戸部	二八、〇〇〇兩
總支出に對する百分率	〇・三八%

祭祀之款

京師及各省にける壇廟其の他祀典に要する費用である。京師に於ける此の款の支出は戸部にて行ひ、各省に於ては收入款目中の地丁銀より支出するを原則とし、若し荒凶の年に當り地丁銀を免除する等のことある場合に於ては該省

の存公銀にて補充することを許されてゐた。

光緒十九年支出數

戶部	一〇、六二七兩
各省	二四四、四八六
計	二五五、一一三
總支出に對する百分率	〇・三五%

各省內譯

直隸	四、三五七兩	浙江	二二、一九六兩
盛京	二、二四二	福建	一一、八二六
奉天	一六	湖北	二二、二七五
山東	六、八六〇	湖南	七三、四〇八
河南	一七、四三四	廣東	一四、九二三
山西	一〇、一九七	廣西	二、三一三
陝西	一〇、九一四	四川	一〇、三二七
甘肅	七、四一三	雲南	二八三
安徽	八、五五六	貴州	一、〇一九
江蘇	一三、九二〇	吉林	三九六
江西	一三、四二六	綏遠城	一八五

儀憲之款

國家の典禮、曆の刊刻等に要する費用にして其の內容は鄉飲酒禮、春牛花鞭、刊刻時憲書工價、歲貢坊儀の四種の項目を含んでゐる。

1　郷飮酒禮費　孟春望日(陰暦正月十五日)、孟冬朔日(陰暦十月一日)、に於て行はれる禮典にて府に於ては知府、州に於ては知州、縣に於ては知縣を以て主人役とし、各管內に於ける德望高きもの一人を擧げて主賓とし、二賓三賓衆賓を定め、式典を行ひ其の後飮酒するものにして、其の目的は郷黨の人民に忠、孝、恭、睦、和等の德義を說き其の結果の擧らむことを期待するものである。

2　春牛花鞭費　立春の節に於て州縣の正印官は朝衣朝帽の正裝にて東門外に至り迎春の典禮を行ひ、耕地耕作の狀をする、之を打春と稱し、之に要する費用を春牛花鞭と謂ふ。典禮の際花鞭を持つて牛を打つ故に此の名稱を生じたのである。

3　刊刻時憲書工價銀　曆を印刷する費用である。

4　歲貢坊儀費　各省貢生の手當に充てる費用である。

以上何れも各省に在つては地丁銀內に於て編徵するものと、正項錢糧より支出するものとがある。

光緒十九年支出數

戶部	二一、二〇〇兩
各省	二三、八六九
計	四五、〇六九
總支出に對する百分率	〇・〇六%

各省內譯

直隸	六〇三兩	浙江	一、九八七兩
山東	一七七	福建	六二四
河南	五一九	廣東	四五
山西	一五、六三七	廣西	四一五
陝西	六〇四	四川	三二八
甘肅	一五〇	貴州	一三二
江蘇	一、五六三	綏遠城	一四
江西	一、〇七一		

俸食之款

俸食と稱するも文武百官の俸給全般を含むものに非ずして、專ら文官に對する正俸(手當を加へざる本俸)のみを處理する項目たるに過ぎない、京師各衙門の俸工役食は戸部より支出し、各省文官中道府以上のものに對しては戸部より支出し、以下の官俸役食は額編銀内に於て坐支する定めである。

光緒十九年支出數

戸部	一、七八三、五一九兩
各省	二、〇六一、五九七
計	三、八四五、一一六
總支出に對する百分率	五・二四%

各省内譯

直隷	五六、七〇九兩	浙江	一三八、二四七兩
盛京	一九九、七三三	福建	八八、九五三
奉天	三一、四八一	湖北	八八、八五五
山東	二五六、五五九	湖南	六二、四一六
河南	一四〇、一八〇	廣東	一一四、九三四
山西	七四、六九〇	廣西	八八、四九三
陝西	一〇三、〇〇九	四川	一四九、五九八
甘肅	七二、五一三	雲南	三八、四〇四
安徽	一〇二、八一五	貴州	二九、二五一
江蘇	一三二、〇七四	綏遠城	二八八
江西	九二、三九五		

清代に於ては官吏登用試驗として科擧の制を用ひた。此の款目は此の制度に依る文武の鄉試、會試の試驗に要する一切の費用にして次の內容を持つてゐる。

1 主考路費銀 京師より派遣する主任試驗官の旅費にして各省の存公銀より支出する定めである、只主考出京に際し戶部より毎員二百兩を一時立替へるを常とした。銀額は省の遠近に依つて差等あり、雲南八百兩、貴州七百兩、福建湖南四川廣東廣西六百兩、山東山西河南四百兩、江南浙江江西湖北陝西二百五十兩等である。

2 科場供應銀 試驗場の費用。

3 新擧人花紅筵燕銀 試驗合格の新擧人祝宴費。

4 會試盤費銀 會試に進むべきものゝ旅費、毎名十三兩乃至三兩。

5 旗扁銀 鄉試會試に優秀なる成績にて合格せるものを表彰する爲に作る旗杆等の費用、鄉試毎名二十兩、會試三十兩を支給す。

6 進士坊價銀 進士に及第せるものを表彰する爲に建てる建築物－坊と稱す－の費用、文進士は一甲毎名八十兩、二甲三甲は三十兩を武進士は毎名十八兩を支給す。

7 帽頂銀 武進士に支給する費用、毎名五兩。

以上の內2、3、4の銀は各省編徵銀より支出するものがあり、或は地丁正項、耗羨、存公程費各項銀より支出するものもあり同一ではない。5は各省地丁正項銀を支出し、6、7は一部直隸省より他は戶部より支出する定めである。

光緒十九年支出數	
戶部	なし
各省	一一三、八五三兩
總支出に對する百分率	〇・一五%

註 此の年進士の試驗なし從て戶部には此の款の支出なし。

各省內譯

奉天	二八一兩	浙江	一〇、六〇八兩
山東	二、三五〇	福建	一、一七〇
河南	五、一二一	湖北	七、九七〇
陝西	一一、〇〇〇	湖南	三、六二五
甘肅	一一、六六三	廣東	九、四三六
江蘇	二、六〇八	廣西	二一二
江西	二〇、八五九	貴州	五、九五〇

餉乾之款

武官、兵丁に給する俸餉にして「京城八旗官兵俸餉、陵寢官兵俸餉、各處牧群官丁俸餉、巡捕五營官兵俸餉、及各省綠營駐防官員、官兵、兵丁の俸餉、蔬菜米豆草折等の銀」の内容を有する。而して前四者は戶部の支出に係り各省綠營に關するものは該省の地丁正項銀より支出する定めである。

光緒十九年支出數

戶部	七、三二二、二四六兩
各省	一一、一七三、一二四
計	一八、四九五、三七〇
總支出に對する百分率	二五・一九%

各省內譯

直隸	二七五、四三八兩	河南	三三五、六五二兩
盛京	三七一、三三九	山西	六四一、九三九
奉天	五七、九六九	陝西	五二三、八九三
山東	五〇三、一二五	甘肅	五一四、八五三

安徽	九九、五七二兩	廣東	九五三、五二三兩
江蘇	七七五、九四二	廣西	二二七、二三四
江西	七三、五八二	四川	一、〇〇一、三六三
浙江	一、二〇九、〇五二	貴州	一二〇、五九六
福建	九七五、五七六	吉林	五三〇、〇七二
湖北	一、一二二、五三二	綏遠城	二二五、九七二
湖南	四二五、三三五	黑龍江	二〇八、五六五

以上の如く此の項は總支出の四分の一に當り常例開支の約半數を占め常例開支中隨一の大支出款目ではあるが、之は軍事費の全部を含むものではない。

驛站之款

公文の遞送を行ふ爲に驛站の制度を用ひ、夫れに必要な一切の費用の總稱にして工料銀、牛馬價、廩糧船價、雇價、修車船兜轎銀、雇船雇夫價、租賃驛舍銀、藥餌銀、雜支銀等の內容を有してゐるが、各省共の項目は同一ではない。共に州縣の額編銀內に於て坐支する定めである。若し錢糧の免除或は無徵の爲、此の款の支出に不足を生ずる州縣のある場合は藩庫の地丁銀內に在つて支給する事となつてゐた。

光緒十九年支出數

戶部	一五七、二一九兩
各省	一、六七三、六八七
計	一、八三〇、九〇六

總支出に對する百分率　二・四九%

各省內譯

直隸	五、七〇七兩	浙江	六四、二二六兩
盛京	二七、四四四	福建	二九、三一五
奉天	六、七五四	湖北	一一四、二九三
山東	一五一、三五八	湖南	六二、二二八
河南	二八二、三八九	廣東	一〇、四二八
山西	一五七、五三三	廣西	三、四六一
陝西	一九一、九三九	四川	三四、七八五
甘肅	一四四、〇九七	貴州	六一、三一七
安徽	六三、七二一	吉林	七五、六〇七
江蘇	九九、〇三二	黑龍江	一八、六八二
江西	六九、三七一		

廩膳之款

科學の制度により各省府廳州縣衛學の生員にして優秀なる者には食祿を官給して之を廩膳生員或は單に廩生と稱した。此の款は之等生廩に支給する費用の總稱である。其の內廩糧膳夫の銀を支給するものがあり、或は又本色の糧米を給するもあり、數目多寡は處によつて同一ではなかつた。俱に編徵銀內に於て支給するを原則とし、編額のない場合には地丁銀兩より支出する事になつてゐた。

禹域通纂によれば廩生に給與せらる此等廩糧銀は各省不同であるが每名最高九兩六錢（山東）、最低一兩三錢（江西）、普通は三兩四兩の樣である。

光緒十九年支出數

戶部	八、四〇〇兩
各省	一〇八、七一四

計　一一七、一一四
總支出に對する百分率　〇・一六%
各省内譯

直隷	二、六五五兩	福建	一三、五五一兩
河南	一一、九六〇	湖北	五、四〇九
陝西	一一、〇五二	湖南	一、七九五
甘肅	四、四九五	廣東	五、五一四
安徽	四、六一三	廣西	三、〇六一
江蘇	一九、八八七	四川	一〇、五六〇
江西	三、九九二	貴州	五三九
浙江	九、三六八	綏遠城	二六三

賞恤之款

此の款は孝子、貞女、節婦、長壽、多産の表彰、鰥寡孤獨の救濟、嬰兒の養育等に要する費用を含んでゐる。即ち次の如くである。

各省府州縣衛に孝子、貞女、節烈の婦及男婦の壽百歳に登る者があれば、總督巡撫は題して旌生を請ひ、建坊銀として毎名三十兩を支給し、壽數の多い者には更に其の額を增加した。又人民の一産にして三男を得た者に對しては米五石布十疋を賞した。以上は倶に地丁正銀内より支給する事とし、歲に定額はなかつた。

次に鰥寡孤獨及疾者は額數を定めて養濟院に收養し、若人數が多く費用の不足せる場合には、額外(臨時費)を以て收養することと定め額數は地丁正項銀より、額外は耗羨より支給した。

又都會地に在つて、普濟院、育嬰堂等を經營する地方紳士團體に對しては、其の經費は彼等自らの經理に委ねてゐ

たが、其の經費不足に對しては、生息銀或は存公銀内より補助金を支出するを常とした。

光緒十九年支出數

戸部	八五四、四八四兩
各省	六〇九、四一四
計	一、四六三、八九八
總支出に對する百分率	一・九九%

各省内譯

直隷	三六、四七九兩	浙江	五一、七三四兩
盛京	五、四五九	福建	三八、六七九
奉天	一六、五九三	湖北	一五、四八一
山東	一九、九一七	湖南	二〇、八二九
河南	七、七四三	廣東	三〇、六二二
山西	二一五、六五九	廣西	五三五
陝西	二九、八二六	四川	三二、九三四
甘粛	七、三四九	吉林	二八、一二一
安徽	八、二〇四	綏遠城	二、二四九
江蘇	一七、九三五	黒龍江	三、七二六
江西	一九、三四〇		

修繕之款

玆に謂ふ修繕とは各省に於ける河湖隄堰、衙署、駐防官兵兵房等の修繕を意味するもので、就中河の修繕は只に交通のみならず、民田の水利工程にも重大なる關係を有するを以て興修の度數も多く又經費も多額を要した。從つて此の款の大部分は河工費と觀て差支ない。但し數年に亘るが如き大河工事の場合の費用は此の款より支出する事なく另

案と稱し中央戸部の特別費を以て支出するを例とした。故に此の款以外年により多額の修繕費を特別費として支出されてゐた事を知らなければならない。

河湖隄堰の民田水利工程に關係ある修繕の場合は戸部より銀兩を借用して修興するを准し、其の後年賦にて償還せしめることゝした。次に衙署の修理の場合には文職衙門は閒款（遊金）を流用するを准し、武職衙門は空缺（定員中の缺員）の養廉銀（手當銀）を借用するを准した。駐防官兵兵房修理には餉銀兩を一時借用するを准し期限を定めて返還せしめる方法を用ゐた。

其の他壇廟、文廟學宮、神廟祠宇、城垣等の修復には或は省より、或は人民より費用を支出し、之を行ひ、其の方法は區々であつた。

光緒十九年支出數

戸部	なし
各省	二、三〇〇、三一六兩
總支出に對する百分率	三・一三%

各省內譯

直隸	四〇四、九二一兩	甘肅	一、四一九兩
盛京	四一、二七八	安徽	二八、三九七
奉天	二六、四二三	江蘇	三一九、三五八
山東	六四七、五二九	江西	一三、三六一
河南	六八七、四七七	浙江	五一、七三四
山西	七一二	福建	三八、六七九
陝西	三七七	湖北	一五、四八一

湖南	二〇、八二九兩	吉林	二八、一二一兩
廣東	三〇、六二二	綏遠城	二、二四九
廣西	五三五	黑龍江	三、七二六
四川	三二、九三四		

採辦之款

皇室竝中央各部に於て使用する物料を買上げる費用の總稱にして、其の內皇室使用のものは各省に於て土地の產物を購入し之を輸送する義務を有せしもの﹅如く、例へば山東は牛筋、黃蠟、黃丹を、山西は鐵片、紙張、[illegible]桑絹、生素絹を河南は綿布、女筋、黃蠟を購入し京師に輸送してゐた。從つて各省の支出に係る此の款は皇室費の一部と觀るを得るのである。皇室以外中央各部の使用する物料の購入に要する費用は戶部より支出するを定例とした。

各省の此の款は正項錢糧より支出し、若し不足の場合は存公銀より支出すべく規定されてゐた。

光緒十九年支出數

戶部	二、七九二、一三五兩
各省	一、三三〇、八四九
計	四、一二二、九八四
總支出に對する百分率	五・六一%

各省內譯

直隸	三七、四五六兩	山西	二〇、七七九兩
盛京	一〇、八六四	安徽	六四、九五七
奉天	一四、一六三	江蘇	六九六、六二八
山東	二〇〇、六六七	浙江	一六、一四六
河南	四三、八三六	湖北	七七、七四六

湖南	二九、九九二兩	雲南	三四、七八六兩
廣東	一六、三三六	吉林	一、三七〇
四川	六五、一二三		

織造之款

江寧、蘇州、杭州の三處に戸部工部內務府より織造官を派遣駐在せしめ、上用（皇室所用）、官用（政府所用）の紬緞紗羅布疋及制帛誥軸遜衣等の織物の製造を監督、並に毎年の需要數量を水陸より京師に輸送せしめた。此の款は此等織造の原料費、工賃、運送費等一切の費用を稱するものである。從つて此款の支出は前記三處の所在地たる江蘇、浙江の兩省のみに限られ戸部始め各省には皆無であつた。

然して兩省に於ける此款の支出（工料水脚銀兩、織匠口糧米）は倶に正項錢糧を動用する定めであつた。

光緒十九年支出數

江蘇	一、〇八一、四二五兩
浙江	三一八、九六三
計	一、四〇〇、三八八
總支出に對する百分率	一・九一%

公廉之款

此款は官吏の正俸以外に其地位及職務に依り支給する手當の總稱にして養廉銀、公費銀、紅白事例銀がある。

（一）養廉銀

雍正五年山西巡撫諾岷の奏請により地方官吏は俸給少きを以て州縣の耗羨（地丁銀の附加税）を留めて官吏に給し日用の資とするを准した。

註 京官の正俸は俸銀及祿米があり更に恩俸と稱して正俸銀と同額を支給されてゐたが、地方官は正俸の俸銀のみで京官に比し頗る薄給

であつた。

茲に於て養廉銀が始めて起つたのであるが其の意味は廉潔の心を養ふに在つた。蓋し當時の地方官吏は俸給が少額に過ぎ生活に窮し爲に不正な方法による徴税、賄賂の横行となり貪婪瞎取の弊害が特に甚しかつたので、それを改め官吏をして廉潔の心を養はしめんとしたのである。

但し此養廉銀は原則として地方官竝差官（京官にして外省に派遣されしもの）に支給し京官には（八旗官員を除く外）支給されなかつた。而して此銀は必ずしも品秩によらず專ら任地の狀況を斟酌して支給したから同一の官にある者も其額を異にするものが甚だ多かつた。例へば江南總督は三萬兩なるに直隷總督は一萬五千兩、山西巡撫は一萬五千兩なるに安徽巡撫は一萬兩の如きである。

上述の如く各省文職官の養廉銀は耗羨銀內より支出し、綠營武職及駐防官兵のものは耗羨のみに限らず釐規雜税銀內より、京官中の八旗官員のそれは戸部より支出する定めであつた。

（二）　公　費　銀

京外官吏の區別なく均しく毎月支給され辦公費、辦公銀とも稱する事務手當である。然れ共其額は少額にして大學士、尚書（內閣大臣に當る）すら月五兩、侍郎（次官）は四兩の如きである。地方官の場合は京官に比して幾分多額なりしならんと想像さるるも其額は明らかでない。

京官の公費は戸部より、外官の場合は各省の地丁正項銀より支出する事を定められてゐた。

（三）　紅　白　事　例　銀

八旗出身の官吏、八旗兵丁及各省綠營兵丁の嫁娶壽誕（紅事）死喪祀祭（白事）の際特に給與するもので八旗官兵の紅白事例銀は戸部より、綠營兵丁のそれは各省の耗羨、釐規雜税銀內より支出した。

然して其支給額は各省同一でなく、直隷に於ては紅事三兩、白事六兩にして浙江にては紅事一兩五錢、白事二兩であり各省を通じて見るに紅事最高四兩最低一兩四錢、白事八兩—二兩である。

光緒十九年支出數

戸部	二二七、五五三兩
各省	四、九一七、三九九
計	五、一四四、九五二
總支出に對する百分率	七・〇一%

各省內譯

直隸	二九八、五五二兩	福建	二五〇、二三七兩
盛京	八、一四二	湖北	一九二、八一〇
奉天	二四五、八二三	湖南	二二四、九二一
山東	一五七、二五三	廣東	一九七、五五二
河南	二八四、四五三	廣西	一五三、二一〇
山西	二八六、九四九	四川	五八八、四一五
陝西	二〇五、四六一	雲南	三三七、四〇五
甘肅	二五四、〇四九	貴州	四〇、二二九
安徽	一八三、三八一	吉林	七四、三一四
江蘇	三六五、九八四	綏遠城	一〇、八六六
江西	一四七、七四四	黑龍江	二四、〇五〇
浙江	二八五、五九九		

雜支之款

此款は直隸、山東、山西、江蘇、廣西、四川、綏遠城にのみあり所謂雜支出にして其內容は明かでない。

光緒十九年支出數

各省 三〇〇、六一六兩

總支出に對する百分率 〇・四一%

各省內譯

直隸	一六、三〇二兩	廣西	六七三兩
山東	一五七、六一七	四川	六五、二六三
山西	三八、五五三	綏遠城	一三、九〇八
江蘇	八、三〇〇		

勇營餉需

單に勇餉とも稱し、勇兵に要する費用である。元來勇兵は淸國所定の兵制ではなく、嘗て福康安が臺灣の匪賊林文爽を平定するに當り、義勇兵を募り官兵の不足を補ひしに始り、長髮賊の亂に際しては江忠源、曾國藩等が湖南の壯勇を募り征討に功を奏し、李鴻章は江北に兵を集め各地に轉戰して曉名を轟かした。玆に於て勇兵の恃むべきを知り其の後各省皆勇兵を募り不虞に具へ、終に常備軍の制を形成するに至つたものである。

從つて此款の支出は戸部にはなく各省の自辨である。

光緒十九年支出數

各省	一七、〇六九、九二〇兩
總支出に對する百分率	二三・二五%

各省內譯

直隷	三、六五一、一二六兩	江蘇	三、九〇一、〇三七兩
奉天	一、六七九、七二四	浙江	九〇三、九二一
山東	八二七、四三二	湖北	一、一六七、九七〇
河南	四六二、三一二	廣東	九七三、四二三
山西	一八七、二四九	廣西	八二七、〇八九
陝西	四八三、六三九	四川	三三一、〇二七
甘肅	八二〇、一四五	貴州	六八三、八七三
安徽	四四八、九五三		

關局經費

海關並釐金局の經費である。

光緒十九年支出數

各　省　三、一八一、七四二兩

總支出に對する百分率　四・三三％

各省內譯

直隷	八六五、六六七兩	浙江	二七四、七一〇兩
奉天	九五、九九二	福建	一五二、九三九
山東	一四〇、八八九	湖北	五五二、五三七
山西	八、九三二	湖南	二、一一六
陝西	三九、八四二	廣東	四五、九七〇
甘粛	四四、一七一	廣西	四六、八一九
安徽	七三、一二二	四川	四八、五一三
江蘇	六一二、九五一	雲南	五一、九四七
江西	一一一、九六四	貴州	一二、六六一

洋款還借

洋款とは外國よりの借款を指し、還借とは償還の意味である。咸豐同治以來國用不足を生じた場合、之を補ふ爲外國より借款をなすを常としてより此款がある。

息款

上記洋款の利息である。

以上二款の支出數は光緒會計錄には洋款等項として合計發表しあるを以て茲にもそれに從ふ。

光緒十九年支出數

各　省　三、五九八、四五〇兩

總支出に對する百分率　四・九〇%

各省内譯

直隷	五九、二一五兩	浙江	三一一、九九六兩
山東	一〇、三一六	福建	一、三五六、七八五
安徽	五八、四三九	湖北	二六二、〇四二
江蘇	一、三九〇、二九五	廣東	六二、三六二
江西	八七、〇〇〇		

補支

補發舊缺とも稱し、其の內容は明確でないが字義より推考すれば本年度以前の未拂費用（所謂舊缺）を支拂ふ爲補給するものと思はれる。

光緒十九年支出數　五、三二五、六七二兩

各省

總支出に對する百分率　七・二三%

各省內譯

直隷	二四三、二一七兩	江西	四七七、七五六兩
山東	二七四、四八七	浙江	六一六、二五六
河南	三三、九五二	福建	九九七、五五三
山西	一五四、六七二	湖北	二〇七、五三二
陝西	三、八二四	湖南	七一、九三〇
甘肅	七六、九八五	廣東	一〇六、三九四
安徽	一三六、〇二一	四川	七七〇、六七七
江蘇	九〇四、八〇五	貴州	二三九、六一〇

豫　支

豫行支給とも稱し、其の內容は前款と同樣明確を缺くが、字義により來年度の經費に屬するものを豫め支給するものと解釋せられる。

光緒十九年支出數
各　省　一、八八一、四三五兩
總支出に對する百分率　二・五七%

各省內譯

直隷	一四、二四八兩	浙江	六五六、一九四兩
河南	三六七、六九五	湖北	二二一
山西	二二、三二四	湖南	一〇、六四八
陝西	六〇、〇五五	廣東	一、一三九
安徽	三八一、六一一	廣西	四、九〇一
江蘇	一四三、五二七	四川	九〇、二五六
江西	一二八、四二三	貴州	一九三

解京各衙門飯食經費

清末京師に新設せられた衙門（例へば商部、學部、巡警部、練兵處敎練處等）の經費である。之等新設衙門の經費は戶部の管轄外に屬し各衙門より上奏裁可を經て直接各省に其の所要額を能力に應じて分擔送付すべきを命じたものである。

光緒十九年支出數
各　省　二、五七八、一九六兩
總支出に對する百分率　三・五一%
各省內譯

直隷	一七一、〇二二兩	江西	一八二、五〇四兩
奉天	二八、一八九	浙江	一五二、九三一
山東	一三八、八六二	福建	七〇五、六二九
河南	三三、〇一一	湖北	七一、五四二
山西	六、七五六	湖南	三、七〇五
陝西	四、七〇〇	廣東	一三六、五六〇
甘肅	二三、二二六	廣西	二、四九二
安徽	二四六、九四九	四川	九、〇五一
江蘇	六五七、六五九	綏遠城	三、四〇八

第四章　國家經費と地方經費との關係

清朝に於ては屢述した通り、規定上國家經費と地方經費との區別はなく、地方各州縣に於て毎歳徴收せる賦銀を以て國家竝地方の經費に充當したのである。而して地方團體の支出せる經費を地方費と定義するが如き現代財政學的な經費の分類方法に依れば、地方各省の支出せる經費は地方費にして、中央戸部の支出せるものは國家經費であると簡單に定稱し得るが、清朝經費の內容から見れば斯の如き形式的分類に依り難いものが多々ある。

卽ち、地方各省の支出に係る經費の使途と、中央戸部の支出に係る經費の使途とは殆んど同一にして戸部と省とが分擔せるものも少くない。第三章に於て述べたる如く、清朝に於ける經費款目が、中央戸部及地方各省とも同一の規定になつて居ることは報告檢討の便の外に此の理由に基くとも見るべきである。

故に、清初より地方各省の支出せる經費中には、皇室費、國防費等の如く、全く國家的經費の性質を有するものを

含んで居り、殊に、中葉以後は國家の外債償還利拂卽ち公債費を始め北京に新設された各種官衙の經費迄も各省より支出して居るのであつて、之等は、各省が制度上、中央政府に代り、國家經費を支出せるものであると解するを妥當とする。

從て、清朝に於ける經費に關し、支出官廳が戶部であり省であることのみを標準として、國、地兩費の劃分を論ずるは當を得たるものではない。

然而、國家經費と地方經費とが、如何なる比率を示すであらうかを考究して見るに（其の資料は僅かに淸史稿に依る順治九年竝乾隆三十一年の各概數を有するのみに過ぎず、而かも、之等が何の程度迄確實であるか甚だ疑問なきを得ないが）次の如くである。

順治九年　經費概數	一八、〇〇〇、〇〇〇兩	王公官俸	二、〇〇〇、〇〇〇兩
諸路兵餉	一三、〇〇〇、〇〇〇	各省留支	三、〇〇〇、〇〇〇

此の各省留支銀三百萬兩を以て當時の地方經費と推定するのである。而して之に依れば國家經費八三・三三％にして、地方經費は一六・六七％となる。

乾隆三十一年　經費概數	三四、五一〇、〇〇〇兩	採辦	一二〇、〇〇〇兩
兵餉	一七、〇〇〇、〇〇〇	織造	一四〇、〇〇〇
王公官俸	九〇〇、〇〇〇	寶泉寶源局工料	一〇〇、〇〇〇
藩王公俸	一二〇、〇〇〇	京師各衙門工食	八〇、〇〇〇
文職養廉	三、四七〇、〇〇〇	京師官牧馬秣	八〇、〇〇〇
武職養廉	八〇〇、〇〇〇	東河南河歲修銀	三、八〇〇、〇〇〇
京官各衙門公費飯食	一四〇、〇〇〇	漕運費	一、二〇〇、〇〇〇
內務府以下各衙門費用銀	五六〇、〇〇〇	各省留支	六、〇〇〇、〇〇〇

而して此の各省留支銀六百萬兩を地方經費と推定するときは、其の比率は順治九年と殆んど同樣、國家經費は八二•六一%にして、地方經費は一七•三九%となる。

以上二例の數字は必ずしも確實ではないが、右揭の經費項目類より見て此の二時代に於ける留支銀を以て地方經費と看做すことを得る故に、之に依つて其の外貌を知るには差支へないであらう。

右の如く地方經費は非常に少額であるが、之は清朝の政治が、治安（軍備、警察、裁判）を主とし、經濟的方面に其の經營を爲さず且政治機關の組織を成るべく簡單にし、經費を節約することを目的とせるを以て、機關の一半を人民に負はしめ、其の經費の已むを得ざるものに對しては、基本の財產を設け、其の利息を收めて、經費に充當せしめた故に、政費として表はれたるものは非常に少額であつたのである。

然れども、不正官吏の中飽其の他種々の非合法的徵收手段が常に用ゐられてゐたから、地方一般人民の負擔は、表示された經費が少額なるに反し、却て多きを常としたのであつて、之は支那の經費を論ずる者の特に注意を要すべき點である。

光緒會計錄に依り光緒十九年の經費を見るに、戶部支出は一三、五〇八、二三六兩各省支出は五九、九二五、〇九三兩にして、各省支出の經費が遙かに多きを見るのであるが、此の分類に依る經費は既述の如く、省支出必ずしも、地方經費のみでないから、國家經費對地方經費の比率は不明である。

第五章　經　費　分　率

玆に清代經費の財政學的な分類による分率を求めんと欲するのであるが、清代に用ひられたる經費款目は既述の如

く、財政學的のものに非ず而も經費に關する資料の不足と內容の不明確なるとは、それを求めんとするに大なる障害となるものである。

從つて本章に於ては比較的詳細なる資料（光緒會計錄）による光緒十九年度經費の分率を掲げるに止める。

先づ第三章に於て既述したるものを次に綜合再記する。

光緒十九年經費（單位銀兩）

經費款目	戸部支出額	外省支出額	合計	%
總計	一三、五〇八、二三六	五九、九二五、〇九三	七三、四三三、三二九	一〇〇・〇〇
一 常例支款	一三、五〇八、二三六	二六、二九九、六七八	三九、八〇七、九一四	五四・二一
1 陵寢供應	五〇、八五三	四一、三六六	九二、二一九	〇・一三
2 交進	二八〇、〇〇〇	—	二八〇、〇〇〇	〇・三八
3 祭祀	一〇、六二七	二四四、四八六	二五五、一一三	〇・三五
4 儀憲	二一、二〇〇	二三、八六九	四五、〇六九	〇・〇六
5 俸食	一、七八三、五一九	二、〇六一、五九七	三、八四五、一一六	五・二四
6 科場	—	一二三、八五三	一二三、八五三	〇・一五
7 餉乾	一、三三二、二四六	一七、一六三、一二四	一八、四九五、三七〇	二五・一九
8 驛站	一五七、二一九	一、六七三、六八七	一、八三〇、九〇六	二・四九
9 廩膳	八、四〇〇	一〇八、七一四	一一七、一一四	〇・一六
10 賞恤	八五四、四八四	六〇九、四一四	一、四六三、八九八	一・九九
11 修繕	—	二、三〇〇、三一六	二、三〇〇、三一六	三・一三
12 採辦	二、七九二、一三五	一、三三〇、八四九	四、一二二、九八四	五・六一
13 織造	—	一、四〇〇、三八八	一、四〇〇、三八八	一・九一
14 公廉	二二七、五五三	四、九一七、三九九	五、一四四、九五二	七・〇一

15　雜支	—	三〇〇、六一六	三〇〇、六一六	〇・四一
二　新增支款	—	二三、八五〇、一一三	二三、八五〇、一一三	三二・四八
1　營局餉需	—	一七、〇六九、九二〇	一七、〇六九、九二〇	二三・二五
2　關局經費	—	三、一八一、七四二	三、一八一、七四二	四・三三
3　洋款等項	—	三、五九八、四五〇	三、五九八、四五〇	四・九〇
三　補支豫支	—	七、一九七、一〇七	七、一九七、一〇七	九・八〇
1　補支	—	五、三一五、六七二	五、三一五、六七二	七・二三
2　豫支	—	一、八八一、四三五	一、八八一、四三五	二・五七
四　解京各衙門飯食經費	—	二、五七八、一九六	二、五七八、一九六	三・五一

而して此等經費の分類が財政學的なものとは餘りに緣遠く且其の內容の雜多なことは驚くべきで、それは次に示す右表中の戶部支出に係るものを現代的な項目に分類することによつて自ら明らかとなろう。

註　茲に戶部支出に係るもののみを分類するはそれに關してのみ比較的詳細な資料を有するが爲である

分類項目	包含さるべき淸代款目		金額	%
總計			一三、五〇八、二三六	一〇〇・〇〇
皇室費			三、〇三七、五〇三	二二・四九
	陵寢供應の款	全部	五〇、八五三	—
	交進の款	全部	二八〇、〇〇〇	—
	祭祀の款	全部	一〇、六二七	—
	儀憲の款	全部	二一、二〇〇	—
	俸食の款	一部	三六九、二七四	—
	餉乾の款	一部	三八、一五四	—
	驛站の款	一部	四四、〇〇〇	—

	賞恤の款　一部	三六、〇〇〇	
	採辦の款　一部	二、〇七四、二七八	
	公廉の款　一部	一一三、一一七	
最高官廳費		二、七七六、六四一	二〇・五五
	俸食の款　一部	一、四一四、二四五	
	驛站の款　一部	一〇〇、九五二	
	賞恤の款　一部	五三五、六九九	
	採辦の款　一部	六八七、一三三	
	公廉の款　一部	三八、六一二	
外交費		一二、一九四	〇・〇九
	賞恤の款　一部	三、一八六	
	公廉の款　一部	九、〇〇八	
軍事費		七、三八四、四九八	五四・六七
	餉乾の款　一部	七、二八四、〇九二	
	驛站の款　一部	一二、二六七	
	賞恤の款　一部	三二、五九九	
	採辦の款　一部	二〇、七二四	
	公廉の款　一部	三四、八一六	
文化費		五〇、四〇〇	〇・三四
	廩膳の款　一部	八、四〇〇	
	採辦の款　一部	一〇、〇〇〇	
	公廉の款　一部	三二、〇〇〇	
社會費		二四七、〇〇〇	一・八三
	賞恤の款　部	二四七、〇〇〇	

右は可及的に細分しようとしたのであるが、資料の關係上之以上詳細に表示するを得なかつた。然れ共此の表に依て明かなる如く中央戸部取扱に係る經費は其の半數を軍事費に、更に殘數を皇室費と一般政務費とに折半せるを知ることが出來る。

次に戸部並外省の支出額總計（但し其の內補支、豫支の二款は內容不明且該年度に屬せざる性質のものなるを以て之を除く）を分類表示することによつて光緒十九年度清朝經費の分率を明かにしよう。

分類項目	摘要	金額	%
總額		六六、二三六、二二二	一〇〇・〇〇
	戸部支出	一三、五〇八、二三六	二〇・三九
	外省支出	五二、七二七、九八六	七九・六一
皇室費		四、五〇八、八六九	六・八一
	戸部支出	三、〇三七、五〇三	四・五八
	外省支出	一、四七一、三六六	二・二三
政務費		一八、六九三、九六二	二八・二二
	戸部支出	三、〇八六、二三五	四・六六
	外省支出	一五、六〇七、七二七	二三・五六
軍事費		三九、四三四、九四一	五九・五四
	戸部支出	七、三八四、四九八	一一・一五
	外省支出	三二、〇五〇、四四三	四八・三九
公債費		三、五九八、四五〇	五・四三
	戸部支出	―	―
	外省支出	三、五九八、四五〇	五・四三

右に表はれたる所により明かなる如く、經費の大宗を占むるは軍事費である。何れの國何れの時代を問はず軍事費は他の諸費よりも多額なるを通例とするものであるが、平時に於て總經費の六〇%を占むるが如きは蓋し支那に於てのみ見得らるゝ現象であろう。然れ共此の率は支那自體に在りては決して稀有なことではなく、之を清初の順治九年(七二%)康熙初年(八八%)に比すれば遙かに低く、咸豐、同治の內亂時代に比しても低きは必然である。蓋し光緒十九年(日清開戰の前年)は清朝末期に於ける治安良好の時代にして其の軍事費は他の時代に比し寧ろ幾分少額なりしを以てである。只咸豐以後常設的軍隊となれる勇兵に對する經費(一千七百萬兩)支出の爲軍事費は極度に低下するを得なかつたことを知るべきである。

戸部支出に係ものゝ中其の二二%を占むる皇室費も總經費より見れば七%弱に過ぎないが、之を列國の元首費と比較する時稍其の率の高きを知る。然れ共君王國たる、而して皇室財產の少額なる清朝に在て蓋し已むを得ざることであろう。

總經費の二八%を占むる政務費は國際費、財務費を始め司法文化社會經濟の各行政費を含み其の內容は最複雜、其の範圍も極めて廣きに亘るものであるが、右述の如く軍事費に經費の大半以上を占められ居る關係上內容の割合には其の總額は少い。而して此の政務費に於て、清が國家の啓發的職務に關する經費として支出せる費用(文化社會費)は僅かに一、三九七、七三六兩に過ぎず、其の率は總經費に對して二・一〇%、政務費の七・四七%に當り甚だ過少なるを見る。之は當時の政治が尙軍事を主とし、警察と裁判とに重きを置きたることを明示するものである。

公債費は其の率に於ては必ずしも高率ではないが、此の經費の全部が外債に對するものであり而も其の外債が殆んど軍事目的の爲に起されたものであることに留意すべきである。

吾人は右表に示された分率を以て清朝全般を窺知しようとするのではなく、偶々持ち得た資料に據て其の一端を知らんと欲したのである。之を要するに清代に於ける經費の使途は其の政治方針により概ね一定し居れるものと考ふるを得べく、其の中葉以後は西力の東漸により政治に幾分の影響ありたりとするも、それが政治方針として表はれ更に經費の使途に於て其の實姿を現はしたのは清朝晩年のことに過ぎない、從つて清朝を通じての經費を論ずるに當り、近代的國家としての經費支出は殆んど問題とならず、軍事と警察とに重點を置きたる清朝初期の政治方針が清代を一貫せる結果經費として常に問題となり得るは軍事費にして、其の變遷が卽ち經費全體の變遷を意味するものであることを知り得る。

此の意味よりして、右表に現はれたる各經費の分率に軍事費が主として變動を與へる以外、他の經費は常に定着されてゐた樣である。

玆に宣統、民國以後の國家經費の分率を示して參考にしよう。

1　宣統四年度豫算（清朝の手により編成せられたる最初にして且最後のもの但し實施されず）

款目	金額	%
憲法費	一五、七九〇、四五九	四・四三
皇室費	一五、三七〇、四六一	四・三一
議會費	四一九、九九八	〇・一二
政務費	一四六、七四三、九四三	四一・一八
軍事費	一二〇、六九一、三二四	三三・八七
公債費	七三、一三五、八八一	二〇・五二
總額	三五六、三六一、六〇七	一〇〇・〇〇

2 民國五年度豫算

款目	金額	%
憲法費	七、一八〇、五二八	一・五二
清優待費	四、二四〇、六二六	〇・九〇
總統府費	二、二六五、五〇二	〇・四八
議會費	六七四、四〇〇	〇・一四
政務費	二六七、一九八、一三一	五六・六七
軍事費	一五九、四五七、二五〇	三三・八二
公債費	三七、六八三、五二七	七・九九
總額	四七一、五一九、四三六	一〇〇・〇〇

3 民國十四年十二月財政整理會編成豫算

款目	金額	%
憲法費	三一、九六四、〇三〇	五・〇五
政務費	一五八、二三九、四二八	二四・九四
軍事費	二七七、六九一、五六〇	四三・七七
公債費	一六六、四六六、九三九	二六・二四
總額	六三四、三六一、九五七	一〇〇・〇〇

4　民國十七年度決算―國民政府

款目	金額	%
黨務費	四、〇四〇、〇〇〇	〇・九七
政務費	四〇、八八二、五四七	九・八七
軍事費	二〇九、五三六、九六九	五〇・五六
公債費	一五九、九八一、一九七	三八・六〇
總額	四一四、四四〇、七一三	一〇〇・〇〇

5　民國二十年度決算―國民政府

款目	金額	%
黨務費	三、八四四、〇〇〇	〇・四九
政務費	二二四、八八六、〇二三	二八・六七
軍事費	二九六、〇七六、七七三	三七・七五
公債費	二五九、五六五、三九三	三三・〇九
總額	七八四、三七二、一八九	一〇〇・〇〇

第六章　經費の膨脹

一國の經費が常に膨脹の道程を辿るものであることは謂ふ迄もなく、清朝二百六十有八年、其の間經費が異常なる

膨脹を來したであらう事は容易に想像し得る所である。以下清朝に於ける經費膨脹に關し聊か述べて見たい。

先づ清朝各時代に於ける經費膨脹の實蹟を表示すれば次の如くである。

年代	西暦	經費額	順治九年を一〇〇とせる指數	備考
順治九年	一六五二	一五、七三四、〇〇〇兩	一〇〇	康熙大學士張玉書の記述
康熙元年	一六六二	二七、一〇〇、〇〇〇	一七二	同右
雍正時代	—	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一九一	推定
乾隆三十一年	一七六六	三四、五一〇、〇〇〇	二一九	清史稿
同五十六年	一七九一	三一、七七〇、〇〇〇	二〇二	同右
嘉慶十七年	一八一二	三五、一〇〇、〇〇〇	二二三	同右
道光二十二年	一八四二	三一、五〇〇、〇〇〇	二〇〇	同右
咸豐時代	—	六五、〇〇〇、〇〇〇	四一三	推定
同治時代	—	七〇、〇〇〇、〇〇〇	四四五	民國財政史
光緒十年	一八八四	七八、一七〇、〇〇〇	四九六	同右
同十九年	一八九三	七三、四三〇、〇〇〇	四六六	光緒會計錄
同二十九年	—	一三四、九二〇、〇〇〇	八五一	支那財政論
同三十四年	—	二四三、七〇〇、〇〇〇	一五四八	同右
宣統三年	一九一一	二九八、四四〇、〇〇〇	一八九六	豫算書

（註）右表經費額數字は順治九年を除く外一萬兩以下は之を切捨てゝ掲げた。

右表を一瞥するに、清初より道光年間に至る間、經費は漸次膨脹して清初の二倍に至つてゐるが、此の間二百年の日子を經過して居る。而して之に反し、咸豐以後清末に至る間は僅か六十年に過ぎざるに、經費は清初の四倍より十八倍に至る膨脹率を示してゐる。今之等の原因を檢討して見るに、清初より道光迄の二百年間に於ける清朝は其の全盛期と稱せらるゝ康熙六十一年、乾隆六十年を含んでゐる。而して之等兩全盛期に於て清朝の基礎は强固となり、政治制度萬端は此の時代に制定せられたるものにして、他の時代は夫等を踏襲せるに過ぎない。殊に財政に關しては康熙年間に制定せられたるものを祖制と稱して爾後永く遵奉せる結果、政治制度の改革に伴ふ經費の膨脹は道光迄の間には殆んど見るを得なかつた。從つて、此の期間に於ては自然的趨勢たる、人口の增加、領土の擴張、物價の騰貴等による經費の膨脹を見たのみであつて、其の膨脹は漸進的であり、且相對的であつた。

（註）1　茲に清史稿に據て、清代戶口數を揭げて見やう。

順治十八年（一六六一）	一九、二〇三、二三三人（丁）
康熙五十年（一七一一）	二五、三八六、二〇九（丁）
雍正十二年（一七三四）	二六、四一七、九三二（丁）
乾隆二十九年（一七六四）	二〇五、五九一、〇一七
嘉慶二十四年（一八一九）	三〇一、二六〇、五四五
道光二十九年（一八四九）	四一二、九八六、六四九

順治、康熙、雍正の數字は丁—即ち十六才以上六十才未滿の男子—の數にして全人口ではない。從つて全人口は此の五倍乃至六倍の見當であらう。而して之等の數字がどの程度迄確實であるか疑問の餘地が無いでは無いが、道光二十九年の四億を除くの外人口增加の外貌を見るには差支へないであらう。

2　領土が漸次擴張された事は周知の事であつて、順治時代に在つては、本部十八省すら清朝の威令は行はれなかつたが康熙並乾

隆時代に於て所謂支那本土は謂ふに及ばず蒙古、西藏迄にも其の主權が及んだのである。

3 次に物價の騰貴であるが、清代に於ける物價騰貴に關する資料は皆無に近く僅かに馮桂芬が、同治時代に調査せる一、二の資料を有するに過ぎない。同人の調査せる所に據ると、順治年間北京に於ける大工、左官等工人の手間賃は一日二十八文であつたが道光の初年には夫が八十四文となり、同治時代には二百二十文になつた。即ち順治に對して道光は丁度三倍、同治は約八倍に當つてゐる。又康熙時代孔子祭に犧牲として供へた羊の値段は一匹一錢八分―即ち一兩の百分の十八―位であつたが同治時代には既に一兩以上になり約六倍に當つてゐる。

而して、此の期間に在つても、戰亂の爲軍費を支出せる事は決して少くなかつた（軍事費の項參照）從つて、同時代に於ける經費額は年により異常なる增減を示してゐるのを見る。卽ち之を實績に徵するも、乾隆三十一年に於ける經費は三四、五一〇、〇〇〇兩であつたに對し、同五十六年は三一、七七〇、〇〇〇兩。嘉慶十七年の三五、一〇〇、〇〇〇に對し、道光二十二年は三一、五〇〇、〇〇〇兩である。之等は後年に屬するものが却て經費の減少を示してをり、經費の漸膨に對し反對の現象を呈せるが如きも、實は一方が臨時費たる軍費を含めるに對し、他方には之が支出のなかつた事を意味するものである。而して之により玆に、乾隆以後、經常的經費が殆ど膨脹しなかつた事を知るのである。

次に咸豐以後經費は前表に見るが如く、急激に膨脹して居るが、其の原因を中國財政史には次の如く述べてゐる。

咸豐以後經費の增加は之を分ちて二と爲すを得る。（一）經常の支出、（二）臨時の支出、經常の支出は海上の交通、屢次の敗衂に因つて擧國非常の刺戟を受け、練兵興學、製械設巡出使、諸政固より日に加り已まず、而して臨時支出は一度髮捻の兵費に迫り、再び英法の償款に迫り、三度西征の餉款に迫り、西度伊犂の守費に迫り、五度臺灣の科葛に迫り、六度法越の兵費に迫り、七度中日の戰に迫り、八度拳匪の禍に迫る…………

と。斯く其の原因は一は西力東漸の影響による諸政の改革に要する經常費の增加、一は內亂外役の爲にせる臨時費

たる、軍費賠償金の支出に據るのであつて、從前の經費膨脹が、內面的、自然的、漸進的であつたに反し、咸豐以後の夫は外面的、突發的、急進的であつた。

斯くして咸豐に至つて、經費は一躍清初の四倍、乾隆、嘉慶、道光の二倍に膨脹した。思ふに道光以來政綱漸く弛廢し、阿片戰爭を始めとし英佛聯合軍の北京侵入等外患の頻發に遇ひ、更に十數年に亙る長髮賊亂があり又之と同時に捻匪、回匪等の勦征が行はれた結果、右の如く經費の著しい膨脹を惹起したのであつて、此の時代は全く內憂外患の連續にして經費膨脹の要因は專ら軍事に關するもの丶みであつた。

光緒初年は兵事に禍される事は少かつたが、外國の新制度を模倣すべく、李鴻章、盛宣懷等によりて、海防、電信、造船、造兵、海運、鑛山、外交、教育等幾多の新事業が施設せられた爲、經費は咸豐同治に比して幾分の膨脹を見た斯くて此の狀態は中葉日清戰爭前迄續いた。

日清戰爭の結果、一時に巨額の戰費及賠償金の支出を餘儀なくされた清朝は、無米の炊如何ともすべからず、遂に之を外債に仰いだ爲、戰後之等外債に對する元利償還のみにても二千五百十八萬餘兩の歲出增加を來した。而も變法自强說は盛んに唱へられ、之が爲、新政準備に要せし經費も亦少からず、爲に經費は一億兩を突破するに至つた。

其の後五年を經て團匪事變勃發し、玆に新に四億五千萬兩の賠償金を負ふ事となり、之に利息を加算すれば約十億兩、當時の外債償還額は每年四千一百四十四萬餘兩となつた。其の上、清朝は外國の事情に非常なる刺戟を受けて、立憲豫備、新政推行の爲、經費は益加はり、總額大約二億兩を支出するに至り、僅か數年にして非常なる膨脹を見た。

次で三十四年、財政監理官を任命して各省に派遣し、財政を整理すると共に、豫算の編成に著手し宣統三年始めて豫算なるもの丶編成を見たが、夫に依れば、經費總額は約三億兩となり、玆に清朝經費は清初に比して其の十八倍に

膨脹した。

上述せる所により清朝に於ける經費膨脹の實績と其の原因の大要を知るを得たが、之を要するに清初より道光迄は、人口の增加、領土の擴張、物價の騰貴の如く自然的原因に基き漸進的に經費は膨脹したが、咸豐以後は、主として對內對外の軍費竝賠償金、舊政改革新政推行の爲の經費更に夫等に關し新に生れた公債費等の如く、突發的原因により、經費は急激に膨脹したのである。

而して、之等經費の膨脹に對し、清朝は如何なる手段を採つたか。

清初より道光迄は既述の如く經費の膨脹が漸進的であり、且其の原因が自然的であつた爲、經費膨脹に對して、政府は何等策を施す必要がなかつた。卽ち歲入の增加は歲出の膨脹を補つて尙餘があつた。從つて康熙時代には屢租稅を減免し、乾隆時代は十度の征戰があつたに拘らず、同四十五年には國庫の存銀七千餘萬兩に達し、當時全歲入の二箇年分に相當する巨額を剩餘銀として貯存し居るの餘裕を示して居た。

然れども、咸豐時代には其の卽位の當時より國庫既に窮乏を告げ居りたる有樣であつたから、長髮賊の亂を始め內亂外役に對する軍費捻出の爲、先づ釐金稅の創設を見た。而して、當時軍費の十中八九は此の釐金稅によれるものであると稱せられてゐる。又捐輸と稱する賣官の方法も用ひられ、更に外資による方法も行はれた。之等によつて辛うじて、財政上の危機を切り拔け得たのであるが、此の時創設された釐金稅が一大惡稅として累を後世に及ぼした事を考ふべきである。

日清戰後に際し、戶部は經費調査の方法として、次の十策を上奏した。卽ち(一)養廉の控除、(二)鹽の加價、(三)茶糖の加釐、(四)貿商の奉納金、(五)藥店の捐金、(六)制兵の裁減、(七)錢糧の檢査、(八)釐金の整頓、(九)局員手

當金の裁減、(十)煙酒の增稅、之である。

然れども、其の效果の見るべきものがなかつた爲、遂に外債に據らざるを得なかつた。

次で團匪事變後の經費捻出に處する方法として戶部は次の八策を上奏した。(一)虎神營驍騎營護營に對する手當金の裁減、(二)神機營經費及步軍營練兵等に對する支給費の裁減、(三)官吏及兵丁の米穀換算給與の停止、(四)沿海沿江の各防備費竝勇營、練軍、綠營費の削減、(五)房間捐輸、按糧捐輸の試辦、(六)中飽の酌納、(七)鹽斤再加四文稅(八)土藥茶砂煙釐金再加三割稅、之により支出を減じ收入を增し、差引得る所頗る多額に上る見込であつたが、各處其の命を奉ぜず、實行不能に陷つた。然れども、當時の膨脹せる經費中新政設備に關するものは、其の經費を各省に分擔醵出せしめ、團匪賠償金は外債の形式となりたる爲、此の難關を通過するを得たのである。

斯く清末急激に起れる經費の膨脹に對し、清朝は何等根本的の對策を講せず、只隨時彌縫的の方策を以てしたる爲財政は次第に窮乏の度を加へ、遂に清末に至り年々三千六百萬兩內外の歲入不足を示すに至り、此の財政的破綻が清朝滅亡の期を早めるに至つた。

思ふに、清朝興亡の分岐點は咸豐時代に在つた。卽ち當時急激に膨脹せる財政に對し、依然として昔の儘の財政方式を以て進み、全般的に根本的財政整理を行はなかつた事が清朝滅亡の基因をなしたものであると考へられる。從つて、光緒の末年に至り漸く財政整理を斷行せんとしたが時既に遲く、膏盲に入れる重病は之を如何ともする事が出來なかつたのである。

最後に之等經費の膨脹が當時の國民經濟上、如何なる影響を與へたかに就て述べよう。

清初より道光に至る二百年間に於ける經費膨脹の原因が屢述の如く自然的であつた關係上經費の膨脹は歲入の增加

を伴ひ國民經濟上、經費は相對的には膨脹したが、絕對的には膨脹しなかつた。故に當時に於ける經費の膨脹は國民經濟上影響する所甚だ尠く、國民の經費負擔も殆んど變化がなかつたのである。然るに咸豐以後は經費の膨脹に對し常に之が捻出を必要とせる爲、釐金稅を始め稅捐の新設、各種舊稅捐の重課を行ひ、或は給與の裁減等を行ひたる結果國民は一方に於ては物價の非常なる騰貴－前の註に於て同治年間の物價が暴騰してゐるのが明かである－租稅負擔の重課に苦しみ、他方に於ては給與減少の脅威を受け其の生活は道光以前に比し遙かに困難となりたるが如く、此の時代の經費膨脹は國民經濟上少からざる影響を及ぼしたるものと謂ふを得るのである。

之を要するに、清の中葉以後急激に起りたる經費膨脹の原因が、主として、對內對外の軍事費、幾多の戰亂によつて累積した巨額の公債の爲に生じたる公債費、政務の新設、擴張による浪費であつて、之等は必ずしも、國民全部の共同的慾望を充足せしめ或は當時の社會理想を實現せしめんと企圖せるに非ざるや論なく、斯くて清末經費の膨脹が國民の幸福增進に寄與せる所は殆んど皆無なりし事を斷言し得るのである。

第七章　皇室費

宮府混淆の行はれた清朝に於ける皇室費は其の範圍判然とし難く、一般經費中より皇室費を其の全般に亙つて正確に抽出することは至難の術と謂はざるを得ない。從つて玆では皇室費たることの明瞭なるもの及他項經費中其の性質よりして皇室費と看做し得べきものを綜合し之を所謂皇室費として述べることゝする。

清初、宮中府中の區別を明かにしたことは既に述べた所であるが、夫れは明末に於ける宮中の異常な奢侈濫費が國家財政の窮乏に一層の拍車を加へ明朝滅亡の期を早めたことを如實に見せつけられ、再び此の轍を踏まざると共に、

新興日淺く將來愈軍事の多端、國費の多需を約束せられたる國家をして、健全に發達せしめんとするに在つた。從つて皇室經費は節儉を第一のモットーとし、專ら皇室財產收入並貢物（各地よりの進貢物）を以て賄ふことを原則とした。

然れども僅少なる財產收入（大部分は糧、菽、芻等の現物）、及貢物（主として物品）のみを以てしては到底皇室經費を辨じ得べからざりしは明白で、國初より宮府の別を明かにすべしと稱しながら、常に戶部の庫銀を取りて經費の不足を補充したことは疑ふべからざるところである。中國財政史（北京大學編）にも「國初內府の經費敷かず、時常に戶部の庫銀を撥取し以て接濟と爲す」と述べ之を裏書して居る。

（註）清朝の皇室私有財產收入として擧ぐべきものは

一、莊田收入　盛京、山海關外、喜峯口、古北口外、歸化城、畿輔等に於ける莊田一三、二七二頃八〇畝より生ずる賦糧五七、六五九石菽（豆類の總稱）二千二百二十五石、芻（刈草）八二、九四〇束―乾隆五年分―

二、果園收入　折價銀四、九八四兩―乾隆五年八月至六年七月―

三、官房收入　北京城內外に於ける官房家賃收入

官房	五、八七一間半	家賃收入	銀一六、五四三兩
賃出	三、〇六五間	管理費	銀一四、六一七兩
空家	二、八〇六間半	純收入	銀　一、九二六―乾隆十年分―

上揭の數字は便宜上乾隆初年のものを用ひたが、之を以て皇室財產收入の僅少なることが窺はれるであらう。

然らば國初に於ける皇室費は如何程なりしやを考ふるに、資料不足の爲順治、康熙年間のものを擧げ得ないが、雍正十二年分內府銀庫報告に就いて見れば、同年中の收入銀四三九、八〇一兩餘、支出銀三七八、〇六五兩餘、錢三、〇八九串餘である。―其の他金兩若干を揭げて居るが金兩は收入に於て一〇〇兩以下、支出に於て一、〇〇〇兩以下であり

且金銀換算率不明の爲之を除いた。—之に依り同年の收支は大約收入銀四十四萬兩支出は銀四十一萬五千兩（錢一串は銀一兩二錢に換算）となる。從つて雍正時代に於ける皇室費の中內務府銀庫支出に係るものは銀四十萬兩內外であつたことが明かである。然るに同年收入銀四十四萬兩中二十萬兩は戶部より納取したるものであるから、經費の半數を戶部より供給されて居たことになる。

然し、銀四十萬兩のみを以て同時代の皇室費と考ふるは早計である。何となれば銀兩使用の外に多量なる貢物使用（賦稅、進貢物の充當）のあつたことを知らなければならないからである。

（註）參考の爲實物使用の例を示して見やう但し資料の關係上同一年度に於ける各種使用物品數を示し得ないので可及的接近せる年代のものを用ひることゝした。

鹽類	七二、六〇一觔餘—雍正五年分	蠟類	六八、一七二觔餘—雍正十二年分
米類	七、一五二石餘—雍正五年分	豚	一、二二三口—雍正十二年分
蜂蜜	八、〇二四觔餘—雍正八年分	豆草類—養牛馬用—	乾隆四年分
煤炭類	—雍正十年分	豆	二七、七六二石餘
煤	一、七〇一、三六三觔餘	米	一、二六四石餘
黑炭	二、〇二八、七六三觔餘	穀草	一、四三九、一五六束餘
紅螺炭	一三七、七五五觔餘	羊草	四五、一九七束
白炭	四九、四二二觔餘	秫楷	五、一擔
木柴	七、九四五、四二七觔餘	雜糧	九、二五二石餘—乾隆五年分

此の外、紙張類、布疋類、皮張類、磁器類等々あるが、煩雜なる爲例示しなかつた。

乾隆年間に入つては、旣に國家の基礎鞏固になり益發展の道程にあつた爲、宮中に於ける諸經費も漸く其の數を增

し、且國初以來の節儉の美風も次第に忘れられ奢侈に流れんとするに至つた。茲に於て乾隆帝は親ら宮中經費を裁定して、歲支を銀六十餘萬兩に止めた。其の結果歲々餘積を生ずるに至り、次いで嘉慶に入りては「朕惟ふに厚生の道は節儉に在り云々」(嘉慶十一年諭內閣之文)と帝親ら範を垂れ、道光の朝更に撙節の度を加へた爲宮中の歲出は二十餘萬兩に過ぎず、道光二十一年には各省軍事費、河工費、賑災費等臨時の經費支出に困難せるを戶部の上奏に依り知り銀庫の積銀數百萬兩を發し其の不足を補つた事實もあり、此の時代に於ては戶部より經費の供給は受けず、皇室財政は清朝に於ける最好調期に在つたものと思惟される。

然れども、好事は永續せず。咸豐年間に於ては長髮賊の亂起り國家は內外大事皇室經費も窮乏を續け、同治四年に至り早くも內務府は上奏して內廷需用銀兩の缺乏を訴へざるべからざる悲運に遭遇したのである。皇帝は直に戶部に勅して內務府と會同し辦法を議せしめた結果、翌五年より各省關銀三十萬兩を指定し直接內務府に解輸せしめ其の費用に充當せしめることゝした。之を內務府經費と稱し、內務府が戶部以外より經費を調達した濫觴である。此の三十萬兩も僅か實施二箇年にして不足を生ずるに至り、同治七年其の額を倍加して六十萬兩とするに至つた。當時如何に皇室經費が亂脈の道程を辿りつゝあつたかゞ想像される。

同治八年大學士倭仁は次の如き一文を上奏し專ら經費の節約を請ふた。「……昔漢の文帝は身に弋綈(黑色の繒絲)を衣とし以て中人の產を惜しみ、用つて兆民の富を致し、天下の乂安(治安)を庶へり。明帝馬后は大練の衣を服せり、史册傳へて美談と爲す。此れ古事の徵すべき也。我朝質樸を崇尙し列聖相承けて勤儉を以て訓と爲さゞるなし。……近頃聞くに、內務府每年の費用遂に漸く加增し去歲部庫―戶部庫の意味―百餘萬兩を借動す、國家經費は常あり、宮廷の用多ければ則ち軍國の用少く況んや內府の金錢皆閭閻の膏血之を取求の便に任ずるおや。踵事華を增し而して小民徵比箠敲の苦、上見るを得ざる也。咨嗟愁嘆の聲、上聞くを得ざる也。念ふて此に及へば恫瘝(痛病)を抱くに在り、必ず惻然として安ずるに難き者あり矣。方今庫藏支絀く、雲貴陝西回氛猶熾るが如く、直隸山東河南江浙等の省髮捻平なりと雖民氣未だ復

せず、八旗兵餉折減するも衣食充たず、他族の逼處を兼ぬ。尤も須らく豫め財用を儲へ以て不虞に備ふべし。此れ焦心勞思の時にして豐亨豫大の日に非ざるなり。………夫れ制節謹度は祖訓に遵ひ以て身心を檢し儉を崇ひ奢を去り民財を惜しむ所たり。即ち以て國脈を培ふべし。………力めて樽節を爲し、省くべきは則ち省き、裁すべきは則ち裁し、總て時事艱虞を以て念と爲し粉飾靡麗を以て工を爲す無かれ。然らば則ち聖德昭らかに而して天下實に其の福を受く矣。」と

光緒に入りて內務府經費は六十萬兩にては不足の爲、其の都度戶部より借撥するを常としたが、遂に每年五十萬兩を借撥することを常例とし引續き光緒十九年に至つた。然るに何時迄も借撥の名稱の下に戶部より銀兩を納取する事は不當なりとの意見が擡頭し來り、終には皇室、政府兩財政の分劃を云々する者も尠からざるに至つたので、朝廷は戶部に命じて各省の關銀中から別に五十萬兩を內務府に解交して其の用に供せしめることゝ定め、以後再び戶部より借撥を爲すことを得ざらしめたのである。此の款を另籌內務府經費と稱し、玆に於て內務府經費は前後合計百十萬兩となるに至つた。

然れども其の後事實は必ずしても然らず、戶部よりの借撥は盛に行はれた樣である。

以上沿革的に記述した所は皇室費たる事の明瞭なるもの即ち內務府に依つて取扱はれた經費のみに過ぎない。故に次には內務府以外の官廳の支出に依り而も皇室費の性質を有するものを列擧して以て淸朝に於ける皇室費の全貌を明にしたい。

經費款目の中、其の性質を檢討するに戶部支出並外務省を通じて皇室經費に屬すべしと看做されるものは(1)陵寢供應之款の全部、(2)採辦之款の一部、(3)織造之款の一部のみであるが、其の他款目中戶部支出に係るものには皇室費の性質を有するものを多分に含んで居る。

今夫れを光緒會計錄により光緒十九年の實數にて示せば

(一) 戸部の支出に係るもの

(1) 陵寢供應之款―全部	五〇、八五三兩
(2) 交進之款―全部	二八〇、〇〇〇兩
(3) 祭祀之款―全部	一〇、六二七兩
(4) 儀憲之款―全部	二一、二〇〇兩
(5) 俸食之款―一部	三六九、二七四兩
(6) 餉乾之款―一部	三八、一五四兩
(7) 驛站之款―一部	四四、〇〇〇兩
(10) 賞恤之款―一部	三六、〇〇〇兩
(12) 採辦之款―一部	二、〇七四、二七八兩
(13) 公廉之款―一部	一一三、一一七兩
合計	三、〇三七、五〇三兩

(二) 外省の支出に係るもの

(1) 陵寢供應之款―全部（直隷省）	四一、三六六兩
(2) 採辦之款―一部（各省）	七三〇、〇〇〇兩（推算）
(3) 織造之款―一部（江、浙兩省）	七〇〇、〇〇〇兩（推算）
合計	一、四七一、三六六兩

斯の如く戸部並外省支出經費中含まれて居る皇室費は尠からざるものがあり、內務府經費を遙かに凌駕して居る。

而して之等三系統の支出を總計する事に依つて皇室費の全額を見るに

(一) 內務府經費	一、一〇〇、〇〇〇兩
(二) 戸部の支出に係るもの	三、〇三七、五〇三兩
(三) 外省の支出に係るもの	一、四七一、三六六兩
總計	五、六〇八、八六九兩

卽ち約五百六十萬兩が光緒十九年を中心として計上せる清朝皇室費の全貌である。勿論此の一年のものを以て清朝全般に及ぶものとは考へない、少くとも國初よりの皇室費は漸次增加の傾向を採り、光緒年間に於ては約五百萬兩乃至六百萬兩の支出となつた事が明になる。

然れども、尙此の外に(1)皇室財產收入、(2)例貢（淸末に近くに從ひ中外大官の報效金が多くなり光緒年間年約一百萬兩）等が皇室費として充當されたであらうから、事實上前記五百―六百萬兩以上に上つたであらう事を考へねばならぬ。

更に、玆に、民國革命後決定された清朝優待費が四百萬兩―六百萬元―であつた事を附記して置きたい。

（註）清朝皇室費として、支那經濟全書(第一輯七六六頁)に於て光緒二十九年戶部出款表より推算せる同年の額を四、一五七、七二八兩と計上して居り、賈士毅の民國財政史(下卷三頁)に於ては四百萬兩內外と稱して居る。尙宣統四年豫算―不實施―は一五、三七〇、四六一元として居るが皇室費の範圍を廣めたに過ぎない。

支那の政治道德からすれば政府の經費は成るべく節約すべきは前說の通であるが、就中皇室費に對しては此の原則勵行の程度は一層嚴格に要求される、康熙乾隆の二帝の如きは實際幾度も皇室費を節約し以て一般政費縮小の範を垂れたのであるが、斯くの如きは特異な時代に於てのみ見られる現象であつて、長い期間に亙つて見れば之は一の理想として終るのである、斯かる支那固有の見方を別として皇室費の當否を檢討する場合には皇室の社會的及政治的關係、其の國の文化の程度、皇室の私有財產、皇室の歷史及慣習等の諸點を究める必要がある、是等の關係は國に依つて異ることは勿論であるが又時代に依つて異同を生じて來る、人民と同種族である明朝と外族である清朝、肇國の初期と中葉以後、範圍の狹少であつた時代と擴大された以後、外國との交涉が尠かつた時代と交通頻繁になつた後、是等は皆皇室費の增減に影響する、概して之を言へば清朝の皇室費が歷朝に比して特に多額に過ぎたとは思はれないのである。少くとも明代に比して過大でなく却つて緊縮的であつたと言へれる、而して斯る結果を得たことは國家の基礎が確立される初期の時代に君臨した康熙帝が高い政治的理想を抱持し且之を實行するに努め之を嗣ぐに雍正乾隆の明主を以てした事と清朝が外族から起つて比較的儉素な美風を持て居たからであらう、特に康熙の確立した仁政主義は啻に皇室費のみならず他の一般經費の增加に對してもブレーキとして相當の效果を顯はしたことを認むべきである。

第八章　俸　給　費

古來支那官吏と謂へば、收賄、中飽等により私曲を營むを本務とせるが如く世上に傳へられ、腐敗官吏の標本の如

く稱せられて居るが、其の由來する所以のものは、必ずしも、金錢を愛守する支那國民性の表れのみでなく、支那歷朝の官吏に對する報酬が薄少であつた事に大なる原因を見出し得るのでは無らうか。

此の意味に於て、清代の官吏俸給を詮索する事も無意義でなく、玆に俸給費を述べる事に依つて、それ等の點を明かにして見たい。

會典に依れば「凡そ在京の支款は、官俸あり、兵餉あり、公費あり、役食あり、餘者を雜支と爲す」と俸給の種類を掲げ、次いで「凡そ俸の別八あり、餉の別二あり」と更に細分して居る。今之等を表記して見るに

（一）俸　（年俸）

種類	等級	最高	最低
(1) 宗室の俸	二十一等	銀一〇、〇〇〇兩	銀一一〇兩、米五五石
(2) 公主格々の俸	十四等	銀四〇〇〇兩	銀四〇兩、緞四疋
(3) 世爵の俸	二十七等	銀七〇〇〇兩	銀八〇兩
(4) 文職官の俸	十等	銀三六〇〇兩、米一八〇〇斛	銀三一・五兩
(5) 八旗武職官の俸	九等	銀一八〇〇兩、米一八〇〇斛	銀三三・一兩
(6) 綠營武職官の俸	八等	銀六〇五・六九四兩	銀三五・四七一兩
(7) 外藩蒙古の俸	九等	銀二、五〇〇兩、緞四〇〇疋	銀六〇兩
(8) 囘爵の俸	六等	銀八〇〇兩	銀四〇兩

（註）斛は五斗

（二） 餉

（本來は月支なれども便宜上年支にて示す）

種類	等級	最高	最低
(1) 八旗兵の餉	五等	銀 四八兩 米 二二石二	一八兩 一石六
(2) 綠營兵の餉	三等	銀 二四兩 米 三石六	一二兩 三石六

（三） 公費

最高 六〇兩 最低 一〇・八兩

（本來は月支なれども便宜上年支にて示す）

（四） 役食、（五）雜支は共に等級は定められず從つて一人當りの額も記載せれて居らざる爲茲には表記するを省く。

以上に依つて見られる如く、淸代に於ける俸給は文武百官に支給するのみならず、宗室（皇族）、公主格々（皇族の配偶者）、世爵者、外藩王華族に至る迄皆之を支給した。卽ち之等は官職の有無に拘らず、國家が一定の榮譽ある身分に對する恩典として支給して居たものである。

而して、以上會典に記載せる俸餉を分類して(1)宗室俸給、(2)世爵俸給、(3)外藩俸給、(4)官吏俸給とする事が出來るが、本說の目標が官吏の俸給に在るを以て官吏俸給に就て更に詳述しやう。

官吏の俸給を細分すれば、正俸及別俸（恩俸、養廉銀、公費銀）となる。

（一） 正俸

正規の俸給にして、原則として文武官共其の京師に在る者は俸銀竝俸米を、外省に在る者は俸銀のみを支給されて居た。然し次に表記するが如く文武、八旗、綠營の別により種々の差異があつた。

(1) 文官正俸（但し九品以上の官）

年俸　銀單位　兩
　　　米同　　斛

官品	在京	在外
一品	銀 一八〇・〇 米 一八〇・〇	銀 一八〇・〇
二品	同 一五五・〇 一五五・〇	同 一五五・〇
三品	同 一三〇・〇 一三〇・〇	同 一三〇・〇
四品	同 一〇五・〇 一〇五・〇	同 一〇五・〇
五品	同 八〇・〇 八〇・〇	同 八〇・〇
六品	同 六〇・〇 六〇・〇	同 六〇・〇
七品	同 四五・〇 四五・〇	同 四五・〇
八品	同 四〇・〇 四〇・〇	同 四〇・〇
九品 正	同 三三・一 三三・一	同 三三・一
九品 從	同 三一・五 三一・五	同 三一・五

（註）品級と文官官職との一例

官品	官職 在京	官職 在外
正一品	內閣大學士	無し
從一品	各部尚書（大臣）	總督加尚書銜
正二品	各部侍郎（次官）	總督、巡撫加侍郎銜
從二品	內閣學士	巡撫、布政使
正三品	各寺卿、通政使	按察使
從三品		鹽運使
正四品	通政副使	糧儲道、鹽法道
從四品	內閣侍讀學士	知府
正五品	各部郎中（局長）	同知、直隸州知州
從五品	各部員外郎（副局長）	知州
正六品	各部主事（課長）	通判
從六品	翰林院修撰	
正七品	筆帖式、大理寺評事	知縣
從七品	筆帖式	
正八品		
從八品		
正九品		
從九品		

(2) 武官兵正俸

（イ） 八旗武官（但し九品以上の官）

在京、在外とも文官の正俸に同じ。但し九品には正從の區別なく正の數による。

（ロ）綠旗武官（但し七品以上の官）

官品	俸給
一品	銀 八一・六九四 両 ※五二四・〇〇〇
二品 正	同 六七・五七六 ※四四四・〇〇〇
二品 従	同 五三・四五八 ※三二四・〇〇〇
三品 正	同 三九・三四〇 ※二〇四・〇〇〇
三品 従	同 三九・三四〇 ※一九二・〇〇〇

官名	官制
四品	銀 二七・三九四 両 ※一一四・〇〇〇
五品	同 一八・七〇六 ※七二・〇〇〇
六品	同 一四・九六四 ※三二・〇〇〇
七品	同 一二・四七一 ※二三・〇〇〇

（註）※印は薪銀、蔬菜燭炭銀、心紅紙張銀の名目の下に支給されるもの

（註）品級と武官々職との一例

官品	官職
従一品	提督（中将級）
正二品	總兵（少将級）
従二品	副将
正三品	参将
従三品	遊撃
正四品	都司

官品	官職
従四品	
正五品	守備
従五品	衞守備
正六品	
従六品	衞千總
正七品	門千總

（八）八旗兵

職名	月俸銀（兩）	年俸米（石）
親軍前鋒護軍領催弓匠長	四・〇	二二・二
鐵匠長	四・〇	二一・二
馬甲弓匠	三・〇	二二・二
二等鐵匠	三・〇	二一・二
礮手	三・〇	二六・四
外郎歩軍領催	二・〇	一〇・六
銅匠、三等鐵匠	二・〇	二一・二
學習礮手	二・〇	一七・六
歩甲養育兵	一・五	一・六
四等鐵匠	一・〇	一〇・六

（二）綠營兵

職名	月俸銀（兩）	月俸米（石）
馬兵	二・〇	〇・三
戰兵	一・五	〇・三
守兵	一・〇	〇・三

（二）別俸

正俸が薄給なりし爲、それを補はんとして支給せるものである。

（イ）恩　俸

正俸銀と同一額を在京文官に限り支給せるものを稱し、正俸と恩俸とは之を雙俸と稱した。

（ロ）養　廉　銀

既に本編第三章に於て述べたるを以て、其の説明は省略するが、玆には其の額を掲げる。但し會典には其の額を規定して居らず、隨て各省異つて居た（皇朝文獻通考）

外　省　文　官　（年額單位銀兩）

省名＼官名	總督（正二品）	巡撫（從二品）	布政使（從二品）	按察使（正三品）	道員（正四品）	知府（從四品）	知州（從五品）	知縣（正七品）
直隷	一五,〇〇〇	—	九,〇〇〇	八,〇〇〇	二,〇〇〇	二,六〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇
山東	—	一五,〇〇〇	八,〇〇〇	六,〇五九	四,〇〇〇	四,〇〇〇	一,四〇〇	二,〇〇〇
山西	—	一五,〇〇〇	八,〇〇〇	七,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇
河南	—	一五,〇〇〇	八,〇〇〇	八,四四〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	一,八〇〇	二,〇〇〇
江西	—	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	六,〇〇〇	三,八〇〇	一,四〇〇	—	一,九〇〇
浙江	—	一〇,〇〇〇	七,〇〇〇	六,〇〇〇	四,五〇〇	二,四〇〇	一,四〇〇	一,八〇〇
湖北	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇	二,六〇〇	一,〇〇〇	一,六〇〇
江蘇	一八,〇〇〇	一二,〇〇〇	九,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,八〇〇
安徽	—	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	六,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
福建	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	八,〇〇〇	六,〇〇〇	二,〇〇〇	二,八〇〇	一,二〇〇	一,六〇〇
湖南	—	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	六,五〇〇	四,〇〇〇	二,四〇〇	一,三〇〇	一,二〇〇
陝西	—	一二,〇〇〇	八,〇〇〇	五,〇〇〇	二,四〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	六〇〇
甘粛	二〇,〇〇〇	—	七,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇
四川	一三,〇〇〇	—	八,〇〇〇	四,〇〇〇	二,五〇〇	二,四〇〇	一,二〇〇	一,〇〇〇
廣東	一五,〇〇〇	一三,〇〇〇	八,〇〇〇	六,〇〇〇	三,四〇〇	二,四〇〇	一,六〇〇	一,五〇〇

廣西	二〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	六,〇〇〇	四,九二〇	二,四〇〇	二,〇〇〇	一,五二五	二,二五七
雲南		一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	五,〇〇〇	五,九〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	一,二〇〇
貴州		一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	一,五〇〇	八〇〇	八〇〇

八旗武官（各省駐防）

（年額單位銀兩）

官名	地名	銀額
將軍	盛京	二、〇〇〇
	吉林、黑龍江、江寧、廣州、寧夏、綏遠城、荊州、福州、成都、西安、杭州	一、五〇〇
副都統	成都	一、〇〇〇
	乍浦	八〇〇
	盛京、吉林、黑龍江、福建、江西、廣州、寧夏	七〇〇
	夏寧、京口、杭州、歸化城、荊州	六〇〇
	青州、山海關	五〇〇
城守	保定、太原、開封	二〇〇

綠營武官

官名	銀額(銀兩)	官名	銀額(銀兩)
提督	二、〇〇〇	都司	二六〇
總兵	一、五〇〇	守備	二〇〇
副將	八〇〇	千總	一二〇
參將	五〇〇	把總	九〇
遊擊	四〇〇	委千把總	一八

（八）公費

雜費として各官に支給されしものにして、會典には品級に依り差等を設けず、官名に依り支給額を一定して居る。次の如くに

品級	官名	每月給額(兩)
正一品	大學士	五・〇
從一品	尚書、左都御史	
正二品	侍郎、內務府大臣	四・〇
從二品	內閣學士	
正三品	宗人府々丞、各寺卿	
正四品	通政司副使、少詹事等	三・〇
從四品	侍讀學士、各寺少卿	
正五品	宗人府理事官、郎中等	
從五品	御史	

正五品	通政司參議	
從五品	員外郎、宗人府副理事等	
正六品	通政司參議、大常寺々丞等	二・二
從六品	翰林院修撰、詹事府贊善	
正七品	吏目	
從七品		
正七品	部院小京官、內閣貼寫中書	二・〇
從七品		
	各處苑副	一・八
正七品	大理寺評事、大常寺博士等	一・五
正八品	催長	一・一
從八品		
七品―九品	筆帖式（各部院）	一・〇
	南苑々副	〇・九

尙會典には外官に對する公費銀の規定はなく、各省隨意に之を定めてゐた樣である。

官吏俸給は右述の如くであるが、次に官吏恩給に對し記述を試みよう。

清代に於ては、普編的な恩給制度は確立されてゐなかつたが一部的には、恩給類似のものが存在してゐた。卽ち會典に之を見るに、「凡そ大臣の告を予ふる者特旨俸を賜れば則ち焉を給す、武職官の軍功有る者旣に罷め而して俸を與ふる亦之の如し、兵の餉を與ふる亦之の如し」と、

（註）茲に大臣とは一品二品の品級を有するものを指す。

今會典に規定せられたる所により、文官、武官、兵丁の恩給に就き説明すれば

（一）官 文 恩 給

大臣の退職者にして、皇帝の特旨による者のみに限られ、一般文官には恩給の制がなく、即ち文官の恩給は一特別の恩典」に過ぎない、而して其の支給額は全俸或は半俸と定められ、其の人の功績により同一でない。

（二）武 官 恩 給

武官は文官に比して恩給受領者の範圍は廣い（五品迄と定められてゐる）が、軍功のある者にして兵部より上奏し旨を請ひ勅許せられたるもの丶みに限られてゐる、支給額は品級、年齢、軍功により次の如く異る。

（イ）八旗武職大臣―綠營提督總兵

老衰又は病氣の爲退職するもの丶内軍功ある者は、全俸或は半俸を支給さる。

（ロ）八旗三品乃至五品―綠營副將乃至守備

六十歳、五十歳以上の退職者にして嘗て出征し、受傷殺賊の功牌を得たる者はの軍功並年令により、全俸、半俸、半俸の半を支給さる。

五十歳以下のものと雖身體に受傷三處以上のものは半俸を支給さる。

（三）兵 丁 恩 給

嘗て出征し、受傷の爲病患或は廢疾となりたるもの及び老年の爲退職せる者は、扶養すべき子孫の有無により、月餉米三斗或は守糧一分を給與される。

更に兵丁のみに對し遺族扶助料の定めがある、即ち出征陣中に於て戰死又は病死せる兵丁の子弟幼少にして生活し能はざる者に對しては毎月銀五錢、米三斗を支給し、夫れ等子弟が十六歲に達すれば其の支給を停止する事とし、又子弟なき者に對しては毎月右と同額を支給して生存せる祖父母、父母其の他脊族を終身養ふべく規定されてゐる。

以上、俸給、恩給の外に賞卹として、紅白事例銀（本編第三章參照）があるが既述につき、玆には省略する

上述せる官吏俸給の規定は必ずしも、淸初一齊に、之が制定を見たのではない、即ち淸初順治康熙年間は國內平定の爲、常に干戈を動してゐた關係上、多額の軍費を要し、官吏俸給の如きも、充分なる能はず、隨つて當時は八旗官が正俸竝俸米を支給されてゐた外、在京漢官及在外官は正俸銀のみを支給されてゐたに過ぎないのである。

其の後、雍正三年に至り、在京漢官に俸米を給する事竝在京官全部に恩俸を與へることゝなり、玆に於て京官に關する俸給の制が確立し、京官の俸給は、從前に比し約二倍半となり、非常なる增俸が行はれたことになるが、是は從前の俸給が餘りにも薄少であつたことを意味するものではあるまいか、斯く京官の俸給が增俸せられたにも拘らず、外官のそれは依然として舊制により、何等增俸等のことが、考慮せられなかつた爲、京官、外官の別により其の俸祿に著しい差を生ずるに至つた。

蓋しそれは當時、京官は比較的、收賄中飽等の機會少きに反し、外官はそれを行ふに自由であり、隨つて官俸以外に相當の別收入のありしことを政府が承知してゐた爲であらう。

果して、外官は官俸薄少の爲生活に窮するを絕好の理由として、貪婪暗取、其の弊到らざる處なき程度に至つたので、雍正五年政府は山西巡撫諾岷の奏請を入れ、同省官吏に養廉銀を支給することを准し、其の後各省督撫の陸續奏請するに遭ひ、遂に雍正九年省官吏に養廉銀を給するを定例とし是により、政府は外官をして、廉潔の心を養はしめ

以て如上の悪弊を除かむとしたのである。

（註）武官の養廉銀は遙に遅れ、乾隆四十六年に至り、始めて制定された。

然れども、既に收賄中飽に中毒せる彼等外官は、只養廉銀を支給されることのみによつて、改行すべき筈もなく、固より廉潔の心は養はるべくもなく、弊習は依然として行はれるのみであつた。

上述の如く、清代に於ける俸給制度が、大體に於て、順治、康熙、雍正年間に定められ、其の後は殆んど改正される所もなく其の儘踏襲された結果、制定當時に於ける俸給が假に適當なものであつたとしても、中期乃至末期に在ては、自然的現象なる物價の騰貴、貨幣價値の下落等により、次第に薄給となるの理である。況んや、制定當時に於てすら、豐厚と稱するを得ざりしを思へば、中期以後に於ける官吏薄給の狀態は、之を想像するに難くないのである殊に咸豐以後の內憂外患による財政の逼迫は、屢官吏の減俸を餘儀なくせしめ、爲に官吏は薄給の上に更に減俸の脅威を受くるを常としたのである。

（註）減俸の一例

咸豐二年、長髮賊亂起りたる爲、次の如く、養廉銀を暫停して軍餉に充當した。

武　官	三品以上	二割支給（八割充軍餉）
文　官	一品－七品	六割支給（四割充軍餉）

然らば、清代に於ける俸給が果して薄給であつたか、其の實際に就て述べて見よう。

雍正年間に制定された養廉銀は前截表記の如く、正俸に比して、遙かに多額であり、随つて外官は京官に比して、高俸を食んでゐた樣である。故に外官中の知縣に就て其の實狀を見るに知縣は正七品にして、其の官俸は正俸銀四五兩、養廉銀一、八〇〇兩（最高二、二五七兩 最低六〇〇兩）、計一、八四五兩、此の外、公費を加へるも、合計年收二、〇〇〇兩內外に過

ぎない。然も其の在職年限は僅に二三年、是に對し支出の方面を見るに禮服のみても、一揃三、〇〇〇兩乃至四、〇〇〇兩を要し、且遊幕先生と稱し、常に數十名の部下を養ひ居り、更に捐官の制度があり、又候補官吏の數が實際の官職の數倍又は數十倍に達する爲、任官せられる爲には、要路や上官に對し賄賂を用ひざるを得ず、隨つて官俸のみを以てしては、到底收支償はざる實狀に在つたのである。

斯の如きは、當時官場全般の風習であつて、獨り知縣のみでなく、高位高官に上れば上る程、それ等に煩はされる事多く、隨つて高俸大官の者も、低俸小官の者も、其の程度の差こそあれ、一様に官俸外に於て收入の道を講ぜざるを得なかつたのである。玆に收賄中飽等が公然と行はれる原因を見出し得ると思ふ。

勿論政府に於ても、是等の弊習を除かむとして努力し、既述の如く養廉銀の制を設け、或は歴代皇帝も屢諭を下し給ふたが、根本原因を芟除せざる間は單に道德上の問題ではなく、直接官吏に利害相關する爲、遂に其の目的を達するを得ざるばかりか、中飽の如きは、中飽陋規と稱せられ、官場中の一內規となり、政府も之を默認せざるを得なかつたのである。

而して是等中飽陋規による收入は、土地の貧富により、著しい差異があり、江南の如きは其の富天下に冠たりと稱せられ、此の地方に任駐することは一般地方官の盼望の的であつた。更に中飽による收入が莫大であつたことは、支那の俚言に「三年清知府、十萬雪花銀」と謂ふが如きものがあるのを見ても、其の一端を窺知することが出來るであらう。

以上、官俸の少額なることが、收賄中飽等惡習の原因となれることのみを述べたが、是が清朝一代に發生せる新事實でないことは周知の如く歴朝之等が互に因果關係を繰返し、之に加ふるに、愛錢の國民性も手傳ひ、更に恩給制度

の皆無或は不完全なりし結果は、官吏退官後の保障もなく、勢ひ老後の安定迄も、在官中より考慮せざるを得なかつた等、之等諸原因が時代と共に、益重積し、斯くて收賄中飽等の行爲が遂に支那官吏の弊習として、拔くべからざるものとなるに至つたのである。

隨て吾等外國人より見て、非常なる惡弊とせられる是等の行爲も、彼等支那官吏よりすれば、官場中の習慣であり內規であるに過ぎず、此の點吾等外人の觀念のみを以て、彼等を酷評することは、考ふべきことではあるまいか。

以上により清代に於ける官吏俸給の實狀を述べ終つたが、之等俸給に關する經費は、俸食之款(文官)、餉乾之款(武官兵丁)、公廉之款(手當)、營局餉需(武官兵丁)、關局經費を主とし、其の他の款目中にも大なり小なり含まれてゐる關係上、其の總額は明にし難いが、大體各時代共總經費に對し六〇%以上の比率を示してゐた樣である。

第九章　軍事費

軍事費を述べんとするに當つて、先づ清代に於ける兵制の大要を窺つて見たい。

清の陸軍は之を八旗、綠營、勇營、練軍、新軍、巡防隊の六種に大別するを得るが、八旗と綠營とは所謂經制兵(別名額兵)にして、其の由來最久しく、之に反し勇營以下の各軍は中葉以後清末にかけて編制せられたるものである。

以下順を追ふて記述しよう。

八旗は清の太祖が始めて滿洲に興起して、未だ皇帝を稱せざる頃定めたる軍制にして、主として滿人を以て組織せる清朝最古の常備兵である。清朝にてはもと軍隊の編成に就き、七千五百人を一隊となし、隊毎に旗色を定めて彼是を分ち、之を一旗と稱した。斯くて太祖卽位甲寅の年(明萬曆四二年西曆一六〇一年)には常備兵全體を八に分ち、之に正黃、鑲黃、正

白、鑲白、正紅、鑲紅、正藍、鑲藍の色旗を授けたから、玆に八旗の名稱を生じたのである。當時の八旗は滿洲人を主とし之に蒙古人漢人も加はつてゐたが、其の後人口の增加と蒙人漢人の歸附するもの業かりし故を以て、天聰九年蒙人のみを以て蒙古八旗を編成し、更に崇德七年漢軍八旗を編成し、合せて二十四旗を得るに至つた。

順治帝は之等各旗兵二十五萬人を率いて入關し、燕京に都を定め、明に代り清朝を樹立して支那を支配するに至つたのであつて、太祖以來各旗兵の功績は非常に顯著あるものがあつた。從て之等各旗兵は皆世祿を受け之を子孫に世襲するの特權並保護を清朝より賜ひ旗人と稱し、獨り軍政上のみならず一般政治上に於ても非常なる勢力を有して居た。

而して入關後は之等八期を分つて二種と爲し、一は專ら宮城の守備に當らしめ、之を禁衛八旗と謂ひ、一は全國樞要の地に駐防せしめ之を駐防八旗と稱した。而して之等八旗の兵數を嘉慶會典に見るに次の如くである。

駐防八旗		禁衛八旗	
畿輔駐防	九、〇四七名	禁城守備	二八、三六二名
各省駐防	四四、九〇七名	京城守備	八三、七八四名
陵寢駐防	一、六八五名	苑囿守備	九、五九七名
計	五五、六三九名	計	一二一、七四三名

總計 一七七、三八二名

註　右は會典に定められた額數であるが、嘉慶以後增添裁汰頻りに行はれたから、必ずしも額數に依らなかつたことを知らなければならない、然し八旗兵數は漸次減少の道程を辿つてゐた樣である。

綠營は綠旗とも稱し、順治元年以來漸次制定せられたる漢人のみを以て編成せる軍隊で、綠色の旗を用ゐたる故に此の名を生じた。京城に在る綠營は特に巡捕五營と稱し主として警察事務を管掌して居た。

而して、巡捕五營竝直省綠營の兵數は次の如くである。

巡捕五營　一〇、三七五名……嘉慶會典……
直省綠營　六二四、〇〇〇名……嘉慶十九年の上諭……
計　六三四、三七五名

註　熙朝紀政には各時代の綠營兵數を次の如しと揭げて居る。

康熙二十四年	五九四、四一四名	嘉慶十七年	六六一、六七一名
乾隆二十九年	六四二、三二三名	道光元年	六三三、四八九名
乾隆五十年	五九九、八一四名	道光二十九年	五九五、四一二名

斯く、八旗は清朝の旗本とも稱すべく、有事に際しては皇族以下の滿人が之を率いて軍の中堅となり、以て能く統一の業を遂げ、平時は綠旗を監視して、漢人を制叡し、以て淸の中葉に至つた。中葉以後は經費の關係上有事に際し八旗を動かさず常に綠營を以て之に代らしめた爲、滿洲旗人特有の尙武の氣風も漸く衰へ、綠營も亦次第に惰弱に流れ戰鬪力を失つた。從つて中葉以後相續いて起れる內亂に對しては八旗、綠營ともに恃むべらざるものとなつて居た。

勇營とは義勇軍の意味で、有事に當り隨時召集せる鄕兵であつて、本來の常備軍ではなかつたが、道光以後の粵匪捻匪、回匪等の各役に於て八旗、綠營に代り異常なる功績を擧げたる爲、爾後常備軍として各地に設けられたものである。而して其の數は支那經濟全書(第二輯)に依れば直隸、浙江、山西、河南、湖北、江蘇、四川、安徽、福建の九省合計八七、二〇五人と記せられてゐるが其の他の省にも勇兵の制があつたから、其の總數は遙に多かりしならむと想像される。但し勇兵は元來臨時的に招募せる兵なるを以て、其の目的を果せる際に隨時解散せるものも亦少からざりし爲、兵數は常に變動多く其の詳細は不明であつた。

次に練軍は中葉以來頹廢せる八旗竝綠營を新なる組織の下に訓練し强兵を作らむとせるものにして、其の起源は同

治元年江西巡撫沈葆楨の奏請に在り、爾後練軍の議盛となつて、內は八旗各營より外は駐防八旗、直隷、閩浙、江蘇、山東、山西、湖南、河南、甘肅等の綠營に至るまで練軍の編成を決行した。然れ共積習の結果は之を改練するに困難を生じ光緒二十五年新軍編成の令出でたるを以て、練軍は頓挫するに至つた。而して練軍全盛期に於ける兵數は三五九、二三七名と稱せられてゐる。（清史稿に依る）

新軍及防備隊は清末洋式を以て新に編成せられたる軍隊にして、新軍は光緒三十年に議定せる陸軍營制餉章に準據して居り、防備隊制は三二年巡隊新章に照し各省に於ける舊有の綠營、勇營、練軍を改編せものである。而して之等新軍制に依る兵數は練兵處の計畫に依れば三六鎭（一鎭約八、九〇〇名）約三二〇、四〇〇名なるも、遂に其の完成を見るに至らずして、清は滅亡した。

註　上述せる所は支那本部に於ける清朝陸軍兵制の大要である。東三省、蒙古、新疆、西藏は各特殊の兵制を布けるも玆には省略する。

次に海軍に關してゞあるが、清朝に於て海軍の名稱を用ゐたのは末葉の事に過ぎない。嘉慶會典に依れば、內河水師、外海水師の定があり、前者は江河沿岸地方の警備に任じ、後者は沿海地方の守備に當つた。然れ共之等水師は唯有事に際し、戰船を造り、其の用に備へ、事竣れば卽ち之を廢する程度にて、甚だ貧弱な存在であつた。偶々咸豐同治の長賊の亂に當り曾國藩が長江水師を創設し、屢々奇功を奏した爲、水師の常置を見るに至つたのである。是も我克船に舊式の大砲を据へた小艦隊に過ぎぬ。今之等水師の兵數を見るに次の如くである。

外海水師	八旗駐防水師	二、九七二名	（嘉慶會典）
	綠營水師	不詳	
內河水師		二三二名	

長江水師　　一一、七三二名（隣邦兵備略）

光緒年間に入りてより海軍開發の議益盛となり、光緒十一年に至り、北京に海軍衙門を設け海軍に關する事務を處理せしめ、十四年には北洋海軍成立せられ、玆に艦船二十數艘を有する新式有力海軍の創設を見るに至つた。次いで二十年には海軍章程を定め、海軍益整頓せんとするに當り、偶々日清戰爭勃發し、爲に船艦の精鋭盡く傷き、其の後の海軍は不振に陷り、三十二年海軍處を設け、更に海軍部と改め、海軍の擴張を計らむとしたが遂にならなかつた。而して戰後清末に於ける艦船の數は北洋海軍に屬する海圻、海容、海籌、海琛、通濟、飛鷹の六隻、南洋海軍に屬する鏡清、南琛、保民、建威、建安、登瀛洲、策電、江原の八隻合計十四隻にして其の他少數の水雷艇を合し、兩洋總噸數は二萬餘噸に過ぎず、殆んど見るべきものがなかつた。

清代に於ける兵制の沿革的叙述は右の如くであるが、之に依り陸海兵制の大要を知り得たであらうから次に軍事費を述べよう。

清初順治時代は創朝匆々統一未だ全からざる時で、各處に明の遺臣、反賊の蜂起するものがあつて清は之が討伐に奔走せる爲、軍政狀態であり、國家經費の大部分を軍事費に充當せざるを得なかつたのは勿論である。順治九年以後稍平定せるも、當時に於てすら、軍事費は年額約一千三百萬兩にして總經費の七二%に當つて居る。從つて九年以前に於ける軍事費は總經費に對して八〇―九〇%の率を示したであらうことは容易に想像し得る所である。

康熙初年には三藩の反立もあり、其の爲軍事費は嵩み、康熙元年（一六六二年）に於ける軍事費二千四百萬兩は經費總額二千七百萬兩に對し八八%に當り、順治時代にも比敵する高率である（民國財政史に依る）。然るに三藩平定後の康熙二十四年に於ける軍事費は一三、六三三、九〇〇兩（熙朝紀政）にして初年に比して遙に減額せるを見る。此の二十四年に現はれたる軍

事費が同時代の平時に於ける額を示せるものと考へられる。

以上順治康熙年間にあつては軍事費に經常、臨時の區別なく、各年に費した額を該年の軍事費として計上せる爲、戰亂の有無に依り、同時代に於ても非常なる差額を生じてゐた。

乾隆は康熙と共に清朝の最全盛期と稱せられて居るが戰亂は常に絕へず、乾隆六十年間に十度の征戰を起し、十度の武功を全ふし得た程である。從つて其の間消盡された軍事費は少からざるものがあつた。而して乾隆三十一年（一七六六年）上諭中に見る軍事費は一千七百八十萬兩にして總經費三千四百五十一萬兩に對し五二%の比を示して居り且此の比率は道光二十九年（一八四九年）に於ても略同く、乾隆より嘉慶を經て道光に至る間は經費自體に大なる膨脹を見なかつたのである。思ふに嘉慶道光を合しての五十五年間は乾隆六十年全盛の餘慶を承けて、政治萬端改變の必要なく、從て經費も乾隆に準じた爲である。

而して兵制上より見るも、此の時代は八旗、綠營の額兵を以て全國を守備した時代で、未だ勇營の出現を見ず、平時に於ける軍事費は乾隆以後殆んど同額なるの理である。

註　道光二十九年　軍事費　一、六八二萬兩（兵部冊當）
　　　　　　　　　總經費　三、二〇〇萬兩（清史稿）

故に乾隆以後道光に至る平時に於ける軍事費を推定するに一千六百萬兩内外にして、同時代の總經費約三千二百萬兩に對し其の半額に相當する額である。

而して乾隆、嘉慶、道光年間に於ける時亂の爲に支出せる臨時軍費の主なるものを揭ぐれば次の如くである。（清史稿）

乾隆時代　金川の役（第一次）（十一年―十四年）　二、〇〇〇萬兩

	準回の役（二十年―二十二年）	三、三〇〇萬兩
	緬甸の役（三十四年）	九〇〇萬兩
	金川の役（第二次）（三十一年四十一年）	七、〇〇〇萬兩
	臺灣の役（五十三年）	八〇十萬兩
	廓爾喀の役（五十七年―五十九年）	一、〇五二萬兩
	合計	一五、〇五二萬兩
嘉慶時代	紅苗の役（乾隆六十年―元年）	一、〇九〇萬兩
	教匪の役（二年―六年）	二、〇〇〇萬兩
	洋匪の役（十二年―十三年）	三〇〇萬兩
	合計	三、三九〇萬兩
道光時代	回疆の役（第一次）（五年―七年）	一、一〇〇萬兩
	英人の役（二十年―二十二年）	一、〇〇〇萬兩
	回疆の役（第二次）（二十七年―二十八年）	七三〇萬兩
	合計	二、八三〇萬兩

而して、之等臨時軍費の爲該年の經費は時に增減を示し、軍事費にも差を生したことは勿論である。

咸豐、同治の兩時代は內亂に次くに外患を以てせる非常時代にして、國家經費は一躍して前時代の倍額となつたが其の膨脹せる經費は殆んど軍事費で、總經費七、〇〇〇萬兩に對し、軍事費五、〇〇〇萬兩、約七割の高率となつた譯である。而して此の時代の內亂中長髮賊亂は特に甚しく、咸豐同治十數年に亘り、之が平定に要せし軍費は淸史稿に依れば、一三五、二〇〇、〇〇〇兩と稱して居るが、吾人の推定する所では之より遙かに巨額にして二億―三億を要したであらう。

此の時代に於て、勇營、練軍が新たに設けられた爲、其の經費のみにても、毎年約一二、〇〇〇萬兩を要するに至つた。其の他長髮賊平定後は盛に新式に依る軍備の擴張が實施せられ、之を例せば、同治十四年（一八七五年）以來、機器局を天津、上海、廣東、蘭州、福州、吟密、吉林、蕪湖に設置し盛に兵器、彈藥を製造させたるが如く、夫れ等に要せし費用も亦尠なからざるものがあつた。故に、長髮賊亂平定後も經費は減少せず、臨時費たる戰費は經常費たる軍事費に變じ、軍備のみ盛に擴張されたのであるが、之等軍備擴張は內面的政治の整齊と相伴はず、爲に財政は窮乏し、清朝は滅亡への道程を急ぐのみであつた。

此の時代迄は所謂海軍費なるものの支出はなく、水師に對する經費は八旗綠營の經費中に含ませた爲、其の額は明かでないが、同治年間に於ける長江水師の經費は年額約六〇萬兩と稱せられて居る。

光緒に入つては、日清戰前迄比較的軍事行動が少く（中法の役の爲三、〇〇〇萬兩を支出）當時の軍事費は陸軍費四、〇〇〇萬兩、海軍費五〇〇萬兩、合計四、五〇〇萬兩見當で、歲出八、〇〇〇萬兩に對し五五％に當つて居たが、日清戰爭（戰費として六、〇〇〇萬兩を支出した）後は、陸に新軍が編成せられるあり、然るに綠防の各營は尙舊制を踏襲したるを以て、新舊兩制度の重複の爲陸軍費は增加して、七、五〇〇萬兩となり海軍も極力日清戰爭前の隆盛に引返へさむと努めた爲、毎年の經費は一、〇〇〇萬兩に達し、茲に軍事費總額は八、五〇〇萬兩となり、總經費、二〇、〇〇〇萬兩に對し、四三％の率を示した。其の後、清末に至るに隨つて、軍事費は益增加し、陸軍費八、三〇〇萬兩、海軍費一、八〇〇萬兩、合計一〇、一〇〇萬量に上り、總經費二九、八〇〇萬兩に對し三四％に當つた。

斯く清末に在ては軍事費は大なる增加を見たのであるが、其の他の諸經費（新政推行の爲の）が更に非常なる膨脹を來したるを以て、總經費に對する軍事費の比率は從前に比して、低下するに至つたのである。

次に上述せる軍事費對總經費の比率を清初より清末迄總括表示して見れば

年代	西暦	軍事費（萬兩）	總經費（萬兩）	%
順治九年	一六五二	一、三〇〇	一、五七三	七二
康熙元年	一六六二	二、四〇〇	二、七〇〇	八八
同　二四年	一六八五	一、三六〇	一、九〇〇	七一
乾隆三一年	一七六六	一、七八〇	三、四五一	五二
道光二九年	一八四九	一、六八二	三、二〇〇	五二
咸豐同治時代	自一八五一 至一八七四	五、〇〇〇	七、〇〇〇	七一
光緒日清戰前	一八九〇頃	四、五〇〇	八、〇〇〇	五六
光緒日清戰後	一九〇〇頃	八、五〇〇	二〇、〇〇〇	四三
宣統三年	一九一一	一〇、一〇〇	二九、八〇〇	三四

之に依り明かなる如く、軍事費は清末を除くの外、全て總經費の半額以上を占め、清朝最全盛期たる乾隆年間に於てすら、五二%の比率を示して居る。此の比率は列國の夫れに比して遙かに大なるものがあるが、清朝二百六十有八年は戰に始り戰に終りしもので、軍事費の大なること蓋し當然であらう。

然れども斯の如く軍事費の大なりし事が、清朝の多事を思はしむると共に、之等有時に際し軍事費捻出の爲、政府の採りたる方策が拙劣なりし結果、清朝をして再び立つ能はざる窮地に陷し入れしめた事を知るのである。卽ち咸豐以後の惡稅新設、舊稅重課、外債頻募、皆然りである。而して之等は只に清朝を毒せしのみならず、其の累は延いて現今に到つて居る。

第十章　公　債　費

古來支那に於ては其の政治思想よりして政府が形式の如何を問はず負債を有する事は惡政の一として之を避けて來た。從つて歷朝有事に際し或は財政窮乏せる場合、之に應ずべき手段としては多く舊稅の增徵新稅の開徵に據るを常とし、時に民間の巨商富豪に命じて分擔醵金せしめる方法も用ゐられたが之は强制的醵金にして政府の民間に對する負債の形式に據れるものではない。故に清朝が歐風の東漸に依る影響を受け舊思想を棄てゝ同治四年（一八六五年）露國に對する賠償金支拂の爲英國倫敦銀行より英貨一、四三一、六六四鎊二志の借款を起す迄、支那には所謂公債（內外債共）は存在しなかつた。從つて洋款還借及息款（公債費）が支那の經費項目の內に現はれたのも亦此の時を以て嚆矢とするのである。

而して一度開かれたる「外債募集」の便法は其の後種々の事由の下に利用せられ殊に日清戰爭及團匪事變の二重大事件勃發後は之なくしては清朝の財政的破綻を彌縫する能はずと稱せらるる程其の利用の度を高めた。斯くて同治四年より清末に至る僅か四十七年間に起債された外債額（政治公債のみ）は實に十一億五千八百餘萬兩（銀兩に換算）に上り、光緒末年に於ける公債費は年々四千數百萬兩の巨額に達するに至つたのである。

此の期間は外債募集に刺戟されて內債も募集されたことは勿論である。而して獨り政府のみならず各省に在つても內外債の募集を行ふこと盛となり正に公債流行期を出現したものと謂ひ得る。

茲に此の期間に募集された公債の實體を明かにすべく先づ外債より之が記述を進めやう。

外債は便宜上同治以後を三期に分つこととする。

第一期　同治より光緒日清戰前に至る時期

年次	起債理由	金額	債權國	利息	擔保
同治四年	露國へ賠償金支拂	一、四三一、六六四鎊二志	英國		海關税及税票
同六年	長髮賊討伐費充當	一、〇〇〇、〇〇〇兩	外商		同
同十年	臺灣事變費充當	二、〇〇〇、〇〇〇兩	同	八釐	同
光緒三年	西北平定善後費	五、〇〇〇、〇〇〇兩	英國	一分五釐	同
同四年	海軍創設	二、五〇〇、〇〇〇馬克	英國	五釐五毫	同
同五年	重要政務の開始	一六、一五〇、〇〇〇兩	英國	七釐	同
同十三年	海軍增設	五、〇〇〇、〇〇〇馬克	獨逸	五釐	同

第二期　日清戰より團匪事變前に至る時期

名稱年次	起債理由	金額	債權國	利息	擔保
匯豐銀款光緒二十年	日清戰爭軍費	公法淨銀 一〇、〇〇〇、〇〇〇兩	英國	七釐	關税
匯豐金款光緒二十一年	同	三、〇〇〇、〇〇〇鎊	同	六釐	同
露佛洋款光緒二十一年	日本へ賠償金支拂	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇佛郎	露佛	四釐	同
克薩鎊款光緒二十一年	同	一、〇〇〇、〇〇〇鎊	英國	六釐	同
瑞記洋款光緒二十一年	同	一、〇〇〇、〇〇〇鎊	英國	六釐	關税、鹽課釐金
英獨洋款光緒二十二年	同　第二次	一六、〇〇〇、〇〇〇鎊	英獨	五釐	關税
續借英獨借款光緒二十四年	同　第四次	一六、〇〇〇、〇〇〇鎊	同	四釐五毫	關税、釐金

第三期　團匪事變以後

名稱年次	起債理由	金額	債權國	利息	擔保
團匪賠償金光緒二十七年		四五〇、〇〇〇、〇〇〇兩	各國	四釐	新、常關稅、鹽稅
滙豐新借款光緒三十年	團匪賠償金鎊換算に對する損失塡補	一、〇〇〇、〇〇〇鎊	英國	五釐	菸稅、釐金

右の第一期外債七種は其の金額銀兩に換算して五千七百十八萬餘兩に當り、必ずしも多額ならず、且當時泰平無事の日に於ては辛うじて國家財政の自給自足を行ひ得るの狀況に在つた爲此の期の各外債は光緒二十八年迄に全部償還された。次に第二期の七種は金額六億四千萬兩にして其の期間は僅に五箇年に過ぎず、之に依つて見れば日清戰爭の爲如何に清朝の財政が其の危機に遭遇せるかを知る事が出來る。而して之等外債は其の償還期限が二十年乃至四十五年なりしを以て清末迄に完濟されざりしは勿論である。

第三期は團匪賠償金に關するものである。團匪事變の結果として四億五千萬兩の賠償金を一時に支拂ふことは當時の清朝財政を以てしては到底爲し得べからざることであつた爲、政府は年利四釐を附し三十九箇年に分割して元利を償還する約束の公債と爲し之を關係各國に交附した。而して元金は四億五千萬兩なるも之に利息を加算するときは九億八千餘萬兩となり、當時の歲出が約一億兩なりしに比し其の十倍に相當する巨額なる新債を清朝は此の時に於て負つた譯である。更に當時の當事者が金銀換算に關し適切なる考慮を拂はざりし結果、銀價下落に依り賠償金の金銀換算に損失を生じ之を補給する爲一百萬鎊の外債を添加するが如き失態をさへ演じたのである。

而して右三表の各外債を通覽するに其の起債の理由は對內對外の軍事費並之に作ひたる賠償金支拂の爲で總て軍事

に關係せる經費なることは一顧を要すべき點である。

次に內債に就て見るに清朝に於ける內債は其の金額に於て且又件數に於て外債に比すべくもなく甚だ振はざるを見るのである。

即ち次の如くに

年次	名稱	起債理由	金額	成否
光緒二十年		日清戰役軍費	一一、〇二〇、〇〇〇兩	中止
同　二十四年	昭信股票	日本へ賠償金支拂	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇兩	同
宣統　三年	愛國公債	武昌革命討伐費	三〇、〇〇〇、〇〇〇兩	額に滿たず

見らるゝ如く僅か三件に過ぎず、而も二件迄中止の已むなきに至り、一件は滿額せざるの不成績を殘す等清代內債は殆んど全滅と稱し得るのである。而して茲に內債不振の原因を探究するに募債の條件が不良なりしには非ず、假令ば昭信股票の如きは年利五釐、特殊條件として一萬兩以上の應募者に對しては其の額に應じて相當の官位を與ふると謂ふが如き前代未聞の好條件を附したのであるが之すら中止の運命に遭つて居る。從つて不振の眞因は(一)新式銀行、保險會社、證券取引所、信託會社等公債取引に必要なる金融機關の缺乏、(二)當時は尙風氣閉塞の時代にして民度低く一般人民は債券其のものに對して信用を置き得なかつた、(三)公債發行當事者の取扱方法不良を其の主なるものとするのである。蓋し當時の事情として已むを得なかつたであらう。

以上は內外債共度支部所管に係る政治公債のみに關して之を述へたが此の外鐵道、電信電話に關する所謂實業公債

がある。即ち光緒二十三年の蘆漢鐵道借款を始めとし清末迄に募集した外債十六種、内債一種が之である。然るに之等は總て郵傳部の所管に係り且其の特別會計に屬し一般會計歳出入に關係なかりしを以て玆には省略する。

清代に於ける公債實狀大略右述の如くである。而して清朝二百六十八年間に於て僅に其の末期の四十七年間のみに存在する公債費は其の期間より見るときは殆んど問題とするに足らざるものであらうが、夫れが年々四千數百萬兩の支出を必要とし財政上相當重要な問題となりし點より見て輕視する能はざるものがあると同時に清代の外債が單純なる財政上の立場に止まるものに非ずして外交的政治作用を伴ひ爲に種々の特權を外國に附與する（延いて支那に於ける列國の鬪爭を惹起する）等の惡習をも生ずるに至りたるを知れば、獨り財政上の問題たるのみならず更に外交上に於ても重大なる結果を現今に迄殘せるものであると稱し得るのである。

勿論、清朝に在つても外債の弊害は夙に之を知り、既に光緒三年に於て地方督撫が西北平定善後費として外債一千萬兩を起さむとせるに對し中央大臣は外債の弊害を說き奏請して五百萬兩に減ずる等努めて外債に依らざる方針を持續したのである。然れども國内に於ける公債の募集が既述の如く失敗せる結果は財政窮乏に際し採るべき策なく外債に據らざるを得なかつたのである。

而して清末年々支出すべき公債費は之を各省に割當て分擔支出せしめるの外、新舊各關にも負擔せしめるの方法を用ゐたるを以て光緒宣統年間、内外多事政費日に增し、財政の困難なること其の極點に達せるに拘らず、毎月支拂ふべき外債及賠償金は辛亥革命に至る迄遲滯することなかりしは特記すべきである。

（註）清末外債償還金年額

名稱	金額
庚子賠款（團匪賠償金）	二三、八三〇、〇〇〇両
滙豐銀款	八四二、〇〇〇
滙豐金款	二、五二三、〇〇〇
露佛洋款	三、三二二、〇〇〇
克薩鎊款	七七六、〇〇〇
瑞記洋款	七〇〇、〇〇〇両
英獨洋款	四、四四七、五〇〇
續借英獨洋款	五、〇〇〇、〇〇〇
總計	四一、四四一、〇〇〇

GANNAN-DO
巖南堂書店
TEL.(261)0.396
東京・神田神保町二ノ二

昭和十年二月十日印刷
昭和十年二月十五日發行

定價金五拾錢

編輯兼發行人　南滿洲鐵道株式會社經濟調査會　内海治一
大連市東公園町三十一番地
印刷人　吾妻力松
大連市東公園町三十一番地
印刷所　滿洲日報社印刷所

發行所　南滿洲鐵道株式會社
大連市紀伊町九十一番地
發賣所　社團法人　滿洲文化協會
振替口座大連二八五〇番
電話本局二・三七四一番

清朝経費の研究

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03112 0561

HJ
2164
M5